

平成27年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 7 年 3 月 1 9 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 一般質問
- 第2 議案第3号 町道路線の認定について
- 第3 議案第4号 町道路線の変更について
- 第4 議案第16号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第5 議案第17号 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の策定について
- 第6 議案第18号 四万十町第2期障害者計画の変更及び第4期障害福祉計画の策定について
- 第7 議案第19号 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第20号 四万十町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第21号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第22号 四万十町教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第11 議案第23号 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 第12 議案第24号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第25号 四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 第14 議案第26号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第27号 四万十町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 第16 議案第28号 四万十町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 第17 議案第29号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

- 第18 議案第30号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第31号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第32号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第33号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第34号 四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第35号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第36号 四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第37号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第38号 四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第39号 四万十町轟公園等条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第40号 四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第41号 四万十町森林病虫害防除対策協議会設置条例を廃止する条例について
- 第30 議案第42号 四万十町立公民館条例を廃止する条例について
- 第31 議案第43号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第44号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第45号 四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第46号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第49号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第50号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

- 第37 議案第47号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第48号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第51号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について
- 第40 議案第55号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第72号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 第42 議案第57号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第43 議案第58号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第44 議案第52号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第45 議案第53号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第46 議案第54号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第47 議案第56号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第48 議案第59号 四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について
- 第49 陳情第27-12号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について
- 第50 陳情第27-13号 「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について
- 第51 陳情第27-20号 合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）
- 第52 陳情第27-17号 米価対策の意見書を求める陳情
- 第53 陳情第27-18号 農協改革など「農業改革」に関する陳情
- 第54 陳情第27-19号 TPP交渉に関する陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第54まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 橋 本 章 央 君 | 2 番 | 林 健 三 君 |
| 3 番 | 古 谷 幹 夫 君 | 4 番 | 緒 方 正 綱 君 |

6 番 下 元 真 之 君
8 番 水 間 淳 一 君
10番 味 元 和 義 君
12番 堀 本 伸 一 君
14番 武 田 秀 義 君
16番 西 原 眞 衣 君
18番 橋 本 保 君

7 番 岩 井 優之介 君
9 番 吉 村 アツ子 君
11番 下 元 昇 君
13番 槇 野 章 君
15番 中 屋 康 君
17番 酒 井 祥 成 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

5 番 岡 峯 久 雄 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会 計 管 理 者	左 脇 淳 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君
危機管理課長	野 村 和 弘 君	企 画 課 長	敷 地 敬 介 君
農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君	商工観光課長	植 村 有 三 君
税 務 課 長	永 尾 一 雄 君	町民環境課長	山 脇 一 生 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君
教 育 長	川 上 哲 男 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	宮 地 正 人 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	下 藤 広 美 君	町民生活課長兼国保大正診療所事務長	永 尾 ゆ み 君
-----------	-----------	-------------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲 治 幸 君	町民生活課長兼国保十和診療所事務長	林 久 志 君
-----------	---------	-------------------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|        |         |     |           |
|--------|---------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 田 辺 卓 君 | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 書 記    | 吉 村 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（橋本保君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまより平成27年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に5番岡峯久雄君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い発言を許可することにします。

9番吉村アツ子君の一般質問を許可します。

9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の質問は、今回、少子化対策、高齢者対策ということで質問をさせていただきます。

この質問は何度か、高齢者対策のほうはしっかり何度かやらせてもらってますので、町民の皆様に分かるようにご説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず子育て支援で、ひとり親家庭への支援策についてお伺いをいたします。

厚労省は、親が貧しいと子どもも貧しくなりがちな貧困連鎖を断ち切るため、子どもの貧困対策大綱を反映して、今年4月から5年間、ひとり親家庭の教育面を中心とした支援を強化する方針を決めたとありました。

厚労省の2011年度調査では母子家庭が約124万世帯、父子家庭は約22万世帯で、ひとり親家庭になった理由は離婚が大半を占め、母子家庭では約8割、父子家庭では約7割で、1,980年代前半の離婚は母子、父子家庭とも5割で、死別が約4割だったそうです。離婚件数も増加しているとありました。

また、就労による平均年収は父子家庭が360万円、母子家庭では181万円となっており、母子家庭の母親の13.8%は、最終学歴が高校中退も含めた中学卒で、働いている母親の47.4%はパートやアルバイト等の非正規雇用となっており、学び直したいといった人を対象に高校卒業程度の認定試験を受けるための講座の受講費用を、最大6割、上限15万円を補助する制度が出来ました。

また、親と子どもの両方を対象とした学習支援を月2回から週1回に増やし、公民館や児童福祉施設などで自治体の実施し、大学生や教員OB等のボランティアがサポートし、親に対しても学び直しの勉強の支援をします。

また、このほかにも、今までにもありましたが、親が手に職を付けようと看護師や美容師、介護福祉士などの資格を取得するための支援として、2年以上学校で学習する場合、住民税非課税世帯には毎月10万円を、課税世帯には7万5,000円を2年間支給するとありました。親と子どもの学習の機会を確保し、希望に沿った正社員雇用の就職や進学を後押しできる大変重要な施策と思っております。

四万十町の状況はどのようになっていますでしょうか。また、教育支援の周知徹底を行い、この5年間のチャンスを生かしてほしいと願うところですが、お考えをお願いいたします。お伺いいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） ひとり親家庭への学び直しの支援についてというご質問にお答えしたいと思います。

高知県では、父子家庭のお父さん、母子家庭のお母さんを対象に就業に向けた資格の取得促進を目的に、母子家庭等自立支援援助事業ということで行っております。

この事業には、自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金事業という二つのメニューがございます。このメニューの補助事業を受けるためには、必ず事前に福祉保健所に相談すること、そして次のような条件があります。県内に住所があること。それから、児童扶養手当の支給を受けているか同程度の所得であること。それから、過去にこの給付金を受給していないことということになっております。

まず自立支援教育訓練給付金事業でございますが、資格や技能を習得するため、認められた一定の講座等を受講する際、支払った受講料などの経費の一部を助成する制度となっております。給付額は支払った費用の20%相当額で、上限は10万円となっております。支払った費用が2万5円未満では給付対象外となっております。

四万十町では平成24年度以降、この制度を利用された方はございません。高知県においても、25年度は0件といった状況でございます。

次に、高等職業訓練促進給付金事業でございますが、対象となる資格としましては、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療養士、作業療養士、言語聴覚士ということになっております。これらの資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュ

ラムを受講する際、受講期間中の生活費や入学一時金の支給を受けることができる制度となっております。

平成27年度以降どうなのかということにつきましては、これ、県要綱が今年3月31日で一旦切れます。それ以降につきましては、新しい制度は同じような内容になると思いますが、継続されるというふうに考えております。

四万十町では平成24年度に1件この制度を利用しております。当時は支給期間が3年でありましたので、24、25年度の2年間は准看護師を、26年度につきましては正看護師としての支給を受けている状況でございます。

このほか母子、父子、寡婦福祉資金など、就学支援に向けての貸付資金といったものが12種類ほどございます。これらの利用については、県に確認すると、平成24年度以降は四万十町では対象がございません。ただ、合併前を含めまして、これまで貸付けを受けて償還中のものが16件あるということを聞いております。

これまで説明してきた内容は全て高知県の助成制度でございまして、四万十町として独自に行っているひとり親家庭への就業支援に関する教育面の支援は現在のところございません。

町民環境課では、高知県の作成した「母子・父子・寡婦福祉のしおり」といった冊子を児童扶養手当の受給者の方に送付させていただきまして、これら制度の利用促進を図っておるところでございまして、当然その利用の相談窓口としても住民対応をさせていただいているところでございます。

また、議員ご指摘の27年度から新たに創設される、ひとり親家庭の親の学び直しの支援についてでございますが、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした雇用につなげていくため、高校卒業程度の認定試験を受けるための受講費用を助成するということになっております。

高校認定試験合格講座、受講をする場合に受講費用の2割、それから高卒試験合格時に受講費用の4割といった、2段階で合計6割の支給、上限額として15万円というふうな制度のようでございますが、国において、詳しい要綱等がまだ作成されていないようで、まだ市町村にも下りてきていないといった状況でございます。条件や申請方法など詳しい内容についてまだ分かっておりませんが、これが分かれば、周知徹底等をまた図っていきたいというふうに考えております。

それから、学習支援ボランティア事業の件でございますが、ひとり親家庭の児童と、そ

れから必要によって、その親も対象にして学習支援をするという制度でございますが、これについても現在のところ本町では実施しておりません。ただ、月2回を週1回ですかね、拡充されたということも聞いておりますので。

ただ、指導する大学生であるとか、ボランティアであるとかといったような方がいるのかどうかといったことも含めて、今後この部分については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 分かりました。

ちょっとまだみんなが分かってない。今までのこういう制度のあることを知らなかったがではないかなと。周知はしているようですが、やっぱり私らもあんまり見たこともないし、知らなかったがです。こういう制度が、また新たな制度が出たら、広報でもまた広く周知していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じような、今度は放課後の学習支援で、これも困窮者の家庭を支援するということで、今あちこちで取り組んでおりますので、ちょっと紹介させていただきます。

27年4月から施行される厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、17歳以下の子どもの相対的貧困率は2009年時点では15.7%、これは1986年の調査開始以来最悪を記録しております。「厚生労働白書」でも、就労しているひとり親家庭の相対的貧困率についての調査でも、2012年度の数値はOECD加盟国の中でも日本が最も高いという結果が出ております。1990年代後半以降に失業や倒産、非正規雇用などの増加といった社会的背景が、貧困率50%を超えるひとり親世帯への対策が課題となっております。親や家庭の経済的事情で、子どもの潜在能力が発揮しにくい環境に置かれた子どもの進路や、進学不安が増加傾向にあります。特に高校進学率の比較によれば、一般世帯では98.2%に対し、生活保護世帯では89.5%と低いところが判明しております。家庭の経済状況と子どもの学力、最終学歴などに相関関係があり、ひいては就職後の雇用形態にも影響を与えている状況もあります。

現在、不況に加えて離婚及び未婚の母の増加により、児童扶養手当の受給は100万人を突破しており、新たな貧困層が増加しております。

今年度施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律によれば、国は生活困窮者の家

庭の子どもの教育を支援し、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることを目指しております。生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されるなど、また、学び、成長するという教育の場に家庭の経済苦が影を落としてはなりません。大学や専門学校に進学する子どもたちが増えている中で、子どもが夢を描いて実現できる社会を、我々大人が作り上げる必要があります。未来を担う子どもたちのために教育の格差の解消に向け、その現状把握と対策を講じるべきと考えております。

私もこれまで学力格差の解消、学力向上に向けた取組も提案をさせていただき、学習支援については、今までも県内外の各自治体の学習支援の取組を紹介し、提案をさせていただきました。その中で現在ケーブルテレビで「学びの時間」も放送していただいております。

今回地域を回る中で保護者の方たちから、「大変勉強になる。ビデオに撮って、夜、子どもたちと一緒に勉強してる」といううれしい声を聞きました。また、反対に、今年から高校受験が、受験制度が変わって一発勝負ということで、なかなか希望する高校にも受験することが難しくなりました。塾へ行かしたくてもやっぱり経済的にゆとりがないということで、親御さんは、塾へも行かせれんから、子どもが希望する学校へもなかなか難しい。スポーツをしたくても、希望の学校へ行く能力がないというようなことで、断念をせざるを得なかったという声も聞きました。

多くの子どもが同じ学習環境の勉強ができるように、希望者を対象に、放課後や土曜日を利用した塾、そういうことをしていただきたいなと思って前回もちょっと提案もさせていただきましたが、最近県内でも数多くの学校がこれに、受験対策として取り組んでいるようです。それで、今、退職した教員のOBの方たちとか、四万十町にもノウハウを持ったそんな先生がたくさんおると思います。それと、ボランティアの方たちにもお願いをして、そうした勉強の場を構えて、取り組んでいただけたらと思って、また再度提案をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） お答えをいたしたいと思います。

まず、四万十町教育委員会では、議員さんおっしゃられたように、子どもたち一人一人の学びを保障して、希望を持って高校進学、そして、また将来への進路を選択できるように、学力の定着と向上を目指しております。

その中で、本町の中学校の学力というところは、以前議会のほうでもご報告させていた

だきましたが、全国平均を下回っておるという状況、現状があります。その中で、また各中学校におきましては、長期休業中とか放課後等に加力学習も行っておりますけれども、そして特に3年生、進学に向けてということでは取組も行っておりますところでございますが、先生方は部活動の指導がありまして、教員数の少ない本町の中学校では先生方の負担も大変大きくなっているというのが現状でございます。

議員さんが先ほどおっしゃられました困窮家庭への学習支援、例えば土曜日の塾とかということにつきまして、高知市、南国市のほうでかなりやっているようです。

これは、今までは生活保護の世帯の子どもさんを中心に国のほうの事業として、福祉事務所を設置しておる市が取り組んできたところです。町村の福祉事務所を設置していない町村につきましては、県の事業として実施をされておりましたが、困窮家庭というところで、国のほうも拡大というところで、昨年26年の8月から生活保護世帯を含まなくても、困窮世帯であれば対象に実施できるという形になっております。

うちのほうもそれについても検討もしてきたところですが、なかなか土日は実際部活ということもありまして、そして町内、町域も広いということで、なかなか拠点を1か所ということには難しいということで、どこにおっても同じ条件でというところはなかなか厳しいところもありまして、そちらの事業のほうは町としてはまだ実施をようしていないところはあります。それに、土曜日というところとか、県の1市町村当たり、今のところ年間40万円程度ということで、なかなか全域でそれを活用するというのも難しいのが現状とはなっております。

それで、教育委員会としましては、基礎学力の定着や学力に課題のある生徒への補充学習、学校の取組が、先ほど申しましたように行っておりますけれども、そういう支援をしたいということで、27年度、県のほうも補助事業を作る。もう議会のほうで可決をされましたので、県のほうの補助事業を活用して町内5校、全ての中学校に放課後や長期休業中などに学習支援を行います学習支援の配置を考えております。学校の管理の下に各学校のそれぞれの課題、状況がまた違ってきますので、それに応じて補充学習の指導、補助、そして生徒への個別指導又は学習シートの点検等を計画的に活用していただいて、効果的な学習支援に取り組んでいただきたいと、各学校にはそういう形で学習支援の配置を現在考えておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 分かりました。

是非そうした長期休暇とか、構わない時間に時間を取っていただいて、これから県の補助事業ですかね、それを使って是非そういう、受験対策でも構いません。中学生以上でも構いません。是非、一生懸命やっている方でも、子どもさんは塾へ行きたい思っても、親が行かせることができないといったような状況の家庭も、まだそんな生活保護ではなくても、そういった面ではなかなか行かせない家庭も多くありますので、今回回る中でも、お母さんが是非そういうことをやってもらいたい、学校のほうで取り組んでももらいたいということを言っておりましたので、是非そのほうを検討していただきたいと思います。

続きまして、次に高齢者対策のほうでお願いをいたします。

高齢者対策については、私も今まで認知症対策とかいろいろ質問をしてまいりました。今度の高齢者対策は、4月より介護保険制度が見直されるということで、今日も町民の皆様がたくさんケーブルを見てくれていると思いますので、この制度の改正のこと、ちょっと課長、詳しく言うてくださいね。今から質問します。

次に、高齢者対策についてお伺いをいたします。今年4月から介護保険制度が見直され、要介護度の低い要支援1、2のサービスのうち、予防訪問介護と予防通所介護は全国一律のサービスから市町村の地域支援事業に移行となり、各自治体が内容や利用量を決めてボランティアやNPOに事業の委託ができることとあり、特養への入居要件は原則要介護3以上となります。

このように、全国一律の介護保険給付から切り離して段階的に市町村の事業に移行する制度改革ですが、最初の2015年度中の移行予定は、全国で7.2%の114自治体となっており、67.7%の1,069自治体が最終期限の2017年度に先送りをする方針とあります。県内では、土佐市と土佐清水市で実施することが決まっておりますが、四万十町では施設入所や家庭支援の要支援1、2の対象者はそれぞれどれくらいおられますでしょうか。また、今後の対応策はどのようになるでしょうか。制度が見直されても、今までと同じような高齢者の安心・安全の支援をと願うところですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

まず四万十町の平成27年1月末現在の人口でございますが、1万8,396名で、そのうち65歳以上、高齢者でございますが、7,410名、高齢化率は40.3ということになっております。40%を超えてきたところでございます。

議員お尋ねの要介護、要支援の認定者数でございますが、1,577名となっております。そのうち要支援1、2の方でございますが、392名、要介護1から5までの方でございますが、1,185名というふうなことでございます。また、そのうちで施設介護サービス受給者数については317名、介護予防を含む地域密着型介護サービス受給者数は79名、介護予防を含む在宅介護サービス受給者数は863名となっております。要介護、要支援認定者1,577名のうち、約80%の方が何らかの介護サービスを受けているというふうな状況にあります。

さて、このような状況に対しまして、今後の対応策をどうするか。制度が見直されても今までどおりと同じような安心・安全の支援ができるかどうかという質問でございますが、議員おっしゃるとおり、国は今回介護保険制度を大きく見直してきました。

主なものでございます。議員のほうも先ほど言われましたけれども、重なる部分もあるかと思えます。要介護度の低い要支援1、2のサービスのうち予防訪問介護と予防通所介護は全国一律のサービスから、平成29年4月1日までに市町村の地域支援事業に移行すると。そして、多彩なサービスを提供するということになっております。つまり新総合事業に切り替えるというふうになります。

また、特別養護老人ホームにつきましては、在宅の生活が困難な中・重度の要介護者を支える機能を重点化するために、新規入所者を原則要介護3以上に限定してまいりました。さらに、一定以上の所得、280万円以上の年金収入のある方については自己負担、今までは1割でございましたけど、2割ということで、今年8月より引き上げるというふうな改正もされております。

また、これも今年8月ということになりますが、低所得の施設利用者の食費、居住費の、補填する補足給付の要件に資産などを追加するということになりました。収入が一定以下であっても、例えば1,000万円以上の預金があれば食費、居住費を補填しないというふうな改正となっております。

さらに、このような中で四万十町といたしましては、団塊の世代が全て後期高齢者になる平成37年を見据えた中長期的な視野に立ちまして、平成27年から29年度までの3か年の計画を、地域住民の一人一人が生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念といたしまして、第6期の介護保険事業計画を策定したところでございます。その中で将来像の実現及び地域包括ケアシステムの構築を受けて、四つの基本目標を上げて取り組んでいきたいというふうに考えております。ちょっと長くなりますが、申し訳ございません。

一つには、地域における安心な生活を確保するというところでございます。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、生活支援のサービスや相談窓口を充実をしたいというふうに考えております。また、個々の状態変化に応じて、切れ目のない各種福祉サービスの提供をし、高齢者とその家族の生活を支援していきたいというふうに考えております。

二つ目といたしましては、地域包括ケアシステムの構築でございます。

高齢化がさらに進む今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、介護や支援が必要となっても、高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる体制、つまり地域ケアシステムの構築をしていかないといけないと思っております。これを進めていきたいというふうに考えております。

三つ目としましては、介護予防・日常生活支援総合事業の推進でございます。

これは、高齢者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防の推進の拠点を整備し、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施できるように支援していきたいというふうに考えております。

四つ目といたしましては、介護保険事業の適正・円滑な運営でございます。

介護保険事業全般の充実と質の向上を目指して、必要なサービスの提供体制を確保しながら、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進して、利用者の視点に立った、利用しやすい環境づくりを目指したいというふうに考えております。

また、将来にわたり安定したサービスの提供ができるよう、介護給付適正化等も取り組んでいきたいというふうに考えております。内容的にはそのようなことです。大変長い答弁となりましたが、この四つの基本目標をしっかりと守りながら、いつまでも元気で安心して暮らせる四万十町ということについて進めていきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 答弁をいただきましたが、ちょっと長い答弁でしたけど。

私はほんで、それと、やっぱりこういうことが、見守りなんかが、ちょっと今回あちこち地域を回った中で、それこそ十和地域なんかはほとんど中山間地の広域なところでありますので、なかなか高齢者の方の支援も難しいことはないかなと思いました。それこそ、

山の中で高齢者の一人暮らしの人とか、二人暮らしの高齢者、老老介護で生活している方にも行ってお話も伺いましたが、こういったところではサービスがやっぱり行き届かないことはないかなと思って。一応今、包括支援センターですがね、それは十和のほうはもう今なくなってますよね。そういうもの、支援センターも復活して、やっぱりそういうところの機能も、2年か3年ぐらい前に十和のほうはやまったようですが。それから後は相談窓口なんかも置いてたようですが、今はそれはどうなっていますか。それと、この包括支援センターを置くという何はないですかね。ちょっとそこもお聞きしたいです。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

十和のほうは、引き上げたということにはなっていますが、大正のほうで西部包括として今、行動しております。

確かに、今回の制度によって、包括が大変重要視されてきました。いろんなことをしてあげないけませんし、先ほど言われたように相談事業にもかなり注視していかないと考えています。その中にあってもあったかふれいあいセンターなんかも、今回十和地区にも開所するようにしております。あらゆる制度を使いながら地域になるべく近づけていくという仕組みを今考えておりまして、今回からまた始まっていく制度でもございますので、今から充実もさせていきたいと考えます。

それから、要支援1、2の方については、先ほど言うたように、土佐市とかなんかは27年からスタートということがありますが、この制度そのものが地域に依存された制度でもありますので、しっかりと見据えた上で、受皿をしっかりとした上で、うちは行きたいというふうに考えてます。それについては29年というところになるろうかと思えます。国のほうは29年4月でもいいよというふうにされてますので、その間しっかりと受皿を作りながら、そのサービスが欠けないようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） そしたら、この十和のほうの包括支援センターのほうは、復活する見込みはもうないがですね。やっぱりこんな広域になって、中山間地の十和のほうなんかはもう本当に高齢者の人らが大変やと思います。ほんで、今この要支援、それと私も十和を回りゆう中でも、やっぱり介護支援、どういう、住宅改修とかそういうことらでも、手続をどのようにしたらええかということが分からない人もおりまして、十和の包括

の人につなげて、その当時は十和の包括の人につなげて、そうやって住宅改修のほうにも手を入れたことでしたが、そういうところがやっぱり必要やないのかなと思うのですが、そしたら今後はそういう相談窓口も置かない、包括支援センターも置く見込みはないですかね、町長。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 先ほど担当課長からも申し上げましたが、確かに1か所に包括をして、今西部の包括支援センターということで業務に当たっておるところでございます。

議員がご指摘のとおり、本当に十和地域・大正地域についてもすごく山間地において、そういう生活実態がございました。ただ、西部支所の、西部の包括ではそういったこの状況も把握をしながら今はやっていますので、この包括支援センターを、そこに人員の拡充も含めながら、今後そういった状況が発生するとすれば、そこにやはり人員の拡充をして、皆さん方の情報をしっかり取っていくという、またいろんな指導をしていくということになろうと思います。

もう一つ、あったかふれあいセンターというのを十和地区に今回開設をする予定でございます。やはりいろんな相談、そういった窓口については、そういったところでも一定対応できると思いますし、十和振興局、直接のそういった包括的な業務は持っておりませんが、そういったところでの窓口としての受皿として、今後そういったところに指示徹底しておきますので、ひとつそういったところで福祉の厳しい環境の中での生活実態は把握をしていきたいと思っております。

ただ、知らない方が多いというのは私も回ったときに聞いてます。ですから、やはり広報活動というものもしっかりしながら、さらにはやはりこういった課題については集落の皆さん方のお力を借らないと、これは最低限そういった状況がないと、幾ら政策的に進めても無理だと思いますので、是非今後は集落の方にもそういったところにまたご支援をいただきながら、やっぱりみんなで自助・共助というようなことで取り組んでおりますので、当然行政の力というのは中心に置かないかんと思いますが、そういったスタンスで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） そしたら、ちょっとお聞きしたいんですが、65歳の高齢者の一人暮らしの方ですわね。その一人暮らしの方が、また夫婦二人の世帯の方はどれぐらいお

いでますでしょうかね、今。

(健康福祉課長市川敏英君「手持ちに資料が…」と呼ぶ)

高齢者で。

(健康福祉課長市川敏英君「分かっているところで…」と呼ぶ)

○議長(橋本保君) 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長(市川敏英君) 数字的にはあると思いますが、ちょっと手持ちに資料がありませんので、後ほど報告させていただきます。

それで、65歳以上で独身の、独身というか、一人暮らしの方と夫婦の方ということですね。

(9番吉村アツ子君「はい」と呼ぶ)

(健康福祉課長市川敏英君「すみません。ちょっと構いませんか。ちょっと補足で」と呼ぶ)

○議長(橋本保君) 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長(市川敏英君) 先ほど、十和地域に包括がどうなのかということでは、ちょっといろいろなことでまだはっきりとは言えないわけですが、大正のほうから十和地域にも流れていって、そちらに行っているんですが、そのときになかなか、ほんなら大正まで帰るかということ、なかなか事務的にもロスがあるということで、27年度には、もし可能であれば、そこに1人付けれるような仕組みを作りたい。その中で先ほども言うように、相談事業というのが大変重要になってきます。どういうサービスが受けれるということも含めて、相談事業の強化をしていきたいと考えておりますので、詳しくどうかとはまだ今言えませんが、その方向性はしっかりと持っていきたいと考えております。

○議長(橋本保君) 9番吉村アツ子君。

○9番(吉村アツ子君) すみません。もう一つお聞きしたいんですが、大正の包括には今現在何人の職員がおりますかね。

○議長(橋本保君) 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長(市川敏英君) 今3名でございます。

○議長(橋本保君) 9番吉村アツ子君。

○9番(吉村アツ子君) 大正から十和、それこそ山間部までという、たった3名の方で

行くいうたら、ほとんど1日ずっとかかるぐらいの距離がある。なかなか3名では厳しいことないかなと私は考えますので、これから高齢者が多くなりますので、それと、また市町村に要介護1、2の方が移行された場合、やっぱり手が足らないような状態にならあせんかなと思いますので、それはまたそのときに、これからずっとその人数のほうも考えていってもらいたいと思います。

それで、次にまた言いますが、認知症患者の支援と対策についてお伺いをいたします。

認知症は今や国民の重大関心事の一つになっております。介護サービスを利用していない人も含めた認知症、高齢者と認知症になる可能性のある軽度認知障がいの高齢者を合わせた数は推計で862万人、高齢者の4人に1人は認知症かその予備軍とも言われております。

そのような中、はいかい歩行ではなくて、はいかい運転が大きな問題となっているそうです。75歳以上を審査とする道路交通法改正案は事故防止を目指しておりますが、認知症のはいかい運転により、高齢者が被害者にも加害者にもなる事故のケースが増加をしているようです。一人暮らしで買物や通院などにも車が不可欠といった四万十町の状況ではありますが、高齢者も多く、本町でも、私も運転していく中で見掛けるに、それこそ30kmの速度で運転している高齢者の方々もおられます。

現行の道路交通法では、75歳を対象にして、3年ごとの免許更新時に認知症機能の検査を義務付けているそうです。認知症の疑いが指摘され、信号無視や逆走などの違反をすると、医師が診断すれば認知症と認められ、初めて免許の取消しになるそうですが、違反がなければ分からない状態にもあります。

昨年1月から9月の全国高速道路での逆走したケースは、165件中23件が運転者の認知症だったことが確認されたそうです。高知県でも認知機能検査では、2009年6月以降の免許取消しが6人であったと言われております。また、高齢者講習を受けた帰りに、受講したことを忘れて、再び窓口で講習を申し込み、認知症が分かったケースもあったそうです。

厚労省は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定して、2025年の認知症が予測される730万人に対応できる対策とするとしており、府省庁と連携して認知症患者や高齢者に優しい地域づくりを進めることを柱としております。

2013年度から始まった認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に代わるもので、患者の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実

現を目指すとしており、今までのプランに引き続き普及啓発、患者の状態に応じた医療と介護の提供、若年性認知症施策の強化、介護者への支援に取り組むほか、新たに患者の高齢者に優しい地域づくり、予防、診断、治療の研究開発、患者視点の重視を盛り込んだとありました。

また、地域づくりにおいては、厚労省が虐待防止や若年性患者の就労支援等を推進し、農林水産省が介護食の開発、国交省がバリアフリー化や高齢者向け住宅の確保、警視庁がはいかい高齢者の早期発見、文部省が認知症への偏見を取り除く学校教育等をそれぞれ担い、患者らが暮らしやすい環境を整備する。患者視点の重視で、認知症に関する施策に患者や家族の意見を反映できるようにあります。

今や一般的な病気として認知されている病気ですが、それでも本人にとっては大変な病気です。また、患者本人や介護する方にとって、安心できる施策が大変重要となります。介護者も生活があって大変厳しい生活環境になりますが、維持しなければ、それこそなりません。そこで、四万十町の支援策へのお考えと、対応策について伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

まず先ほど65歳以上の一人暮らし、二人というのがちょっと資料がありませんで、一人暮らしの方が2,201名となります。

それでは、認知症の関係についてお答えをいたしたいと思います。

四万十町の認知症の自立度Ⅱa以上の方でございますが、25年度の医師の意見書が出たものを合わせますと、1,113件ということで、常時入替えがあつたりしますので、1,000名ぐらいがいるのかなというふうに考えております。

認知症につきましては、早期発見と早期の医療へつなぐことが大変重要と考えております。認知症患者の介護や受診についての相談でございますが、身近な医療機関や地域包括支援センターケアマネージャー等に寄せられておるのが今の現状でございます。介護保険サービスを利用する場合でございますが、地域包括支援センターやケアマネージャーが個別のアセスメントを行い、必要とする訪問や通所、あるいは入所といったサービスの利用を調整したり、環境整備を行っているところでございます。

現在、認知症専門医は本町にはおりませんが、患者によりましては脳外科の受診や、かかりつけ医から紹介を得て、町外の認知症疾患医療センターなどへつないでおると

いう状況にあります。町外への受診が困難な場合、福祉保健所の嘱託医相談事業を利用して精神科医に相談しているというような状況があります。その場合、何か月かに1回という形で地域も回ってきてますので、四万十町にも来ていただいて、見ていただいた事例があります。

さて、議員も質問にもありましたように認知症高齢者の車の運転につきましては大変危険な行為だと思います。しかし、認知症になっても自動車やシニアカーの運転を希望する高齢者がいる場合がありますが、なかなか町としましても、それをどうこうこうこうとは言えん状態にもありますけれども、状態によっては身内の方に協力を得て運転を控えてもらったり、買物や通院についてはヘルパーなどを利用するなどの、ほかの手段を提案をしておるのが現状でございます。状況によっては、警察署内にあります交通安全アドバイザーという方がおられますが、そこにも相談をするということになるかと思います。

次に、介護者の支援でございます。

認知症の介護につきましては、想像以上に大変であるということは分かっております。したがって、介護者の休養を考えますには、介護サービスの利用により、ショートステイの利用を考えたらどうかと考えております。また、介護者の様々な悩み、相談については、地域包括支援センターやケアマネージャーが対応を今現在のところはしておるところでございます。

本町では、認知症の理解を深めるために、以前から普及啓発に力を入れておりまして、認知症を学び、本人や家族を温かく見守る支援をする認知症サポーターをこれまでに延べ2,546名養成してきたところであります。また、そのサポーターの養成のためのボランティアの講師であります認知症キャラバン・メイト、これは今150名となっておりまして、毎年学習交流会を実施しております。今後も小学生から企業、高齢者まで幅広い年代の方を対象に、認知症の理解啓発を継続していきたいというふうに思います。

次に、見守りが必要な独居高齢者に対し、地域支え合いネットワーク事業として安心カードの配布や、関係機関と見守り台帳の共有をしているところでございます。今後は見守り台帳にはいかい状況のある高齢者を追加し、はいかいにより行方不明とかなった事例もありますので、そういう場合には地域の支援を得て、早期発見につながる仕組みを構築していきたいというふうに考えます。

また、国が示す施策であります認知症初期集中支援チームの人材確保や体制づくり、認知症地域支援推進員の配置による医療と介護の連携強化や、支援体制の構築を図ってまい

りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） それこそ私も認知症患者を抱えて、毎日奮闘しております。

それで、そういう認知症の方を抱えた家族のやっぱり話の場、そういうところ、気軽に聞いていただける場をもっと多くつくっていただけたらと思っております。やっぱり認知症の人、それと介護度がなかなか上がらんですが。大分、もうほとんど認知も進んで思うのに、やっぱり認知症の人は外から人が来たときにはもうシャキッとして、もう全然ぼけてないような感覚を持つがです。ほんで、「全然あんたはぼけちゃあせんやんか」って言われることもあるがですが、実はもう本当にぼけて何にもできん状態ながですが。そんなことで包括のほうからも認定度を調べに来られたときも、やっぱりそのときは私は何にもできるということで、やっぱりその認定を、軽くなるような、そんなところもありますのでね、ほんでなかなかそれこそそういう家族を連れた家庭の事情も本当に分かっていたいて、もうちょっと支援対策を取っていただきたいと思いますので、今後よろしく願いをいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） やっぱりその悩みというのは大変だと思います。基本的に本来ならば、先にも話しましたように早期発見。そして、今の医療の中でアルツハイマーっていうのがやっぱり70%程度あると思いますので、今医療の中ではかなり解明されてきたこともあります。一定その進行を抑えるということも含めるには、なるべく早い受診が必要だと思いますので、先ほどもちょっと言いましたけども、地域のお医者さん、若しくは地域包括支援センターなどなどに相談をしていただいたらありがたいと思いますし、遠慮することは一つありません。役場のほうに来ていただいて、相談をしてください。

それから、家族の会がありますよね。認知症の家族の会がありますので、「うちは」とか言うことなく、その家族の会にも来ていただいて、悩みを打ち明け、それをなるべく解決する方法をみんなで考えていく。それが大事じゃないかと考えますので、是非家族の会のほうも利用していただきたいと、そういうふうに思います。

それから、先ほど1件抜かっておりました。65歳以上で二人暮らしの世帯、調べてまいりました。1,498世帯となります。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員が先ほどの高齢者の単身世帯、また、老老世帯の見守りの不安とか、さらには認知症の今の相談窓口等々の支援、これ、本当にいい提言をいただきました。

昨年から、やはり我々としたら地域の実態を探っていただくということで、地域の職員の担当制度を拡充をして、前回7月には取り分け高齢者の世帯の、中山間地域の高齢者世帯はくまなくということで職員にお願いというか、指示をしたところです。

今後はやはりそういった見守りを定期的にとということで、今年もやはりそういったところを重点に相談に行かせていただくと。今回は世帯全域という、中山間地域においては全域ということになります、全戸ということになります、やはりそういう中で少しでも相談していただけるような関係づくりをしていきたいと思います。

そこで相談していただいたことは包括にということで、包括の職員も本当に自分の生活を捨ててまでやっておるのが現状です。確かに指摘のとおり。ですから、そういった全職員でそういうところを支えながらやっていきたいというふうに思いますし、さらにはまた農協のほうも、郵便局のほうも、また局長とも、そういった訪問をする人たちの所属するところについては、またこれは私のほうから声を掛けて、そういった見守りと言いますか、そういったところをしっかりと見ていただきながら、そういった状況が確認された場合には町のほうにということで、そういった体制も地域内で整えていくというふうに考えておるところでございますので、是非議員の皆さん方も地域の情報がございましたら、是非ご一報いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 今ちょっと見守りのことを町長が言われましたので、私もこれを今日言おうかなと思って持ってきたのですが、それこそ昨年の6月26日の高知新聞に出ておりました。高齢者の見守りに汗ということで、人のつながりが大事ということで、中芸のほうで、安芸郡奈半利町の出身の方が震災で、大学へ行きゆうときに震災にちょうど遭って、岩手県の大船渡市で復興支援の活動に加わったということで出ておりました。その方が今度奈半利町へ帰ってきて、それこそ高齢者の見守り。ここは社協のほうで臨時で雇用して、この人を雇って見守りに行ってもらっているようですが、こうした方を町が専属というか、そういう方を雇っていただいて、結局そういう高齢者の見守りを1軒でも多くできる。この人は、それこそ2か月で40軒ぐらいを回って、やっぱり毎月1回は回って

いかな、対話をしたときにちょっとでも、月に1回ぐらいは回って行っちゃらないかところがあるというような、そういうことがやっぱりここで回っていく中で分かりますのでね。まずこういう地域の見守りの人を町でも1人、2人雇って、是非そういう見守りもしていただけたらと思います。読みたいと思ったけど時間になりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで9番吉村アツ子君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番武田秀義君の一般質問を許可します。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 質問の許可をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、見た目のとおり年はいっておりますが、この議員団の中で下元真之議員に次いで二番目に若いという年齢です。ところが、新人議員でぴかぴかの1年生であります。この一般質問の中で大トリを務めるということになりまして、大トリというと、紅白歌合戦では大体大御所が務めるということになっておりますが、私、ぴかぴかの1年生が大トリを務めるということです。何分初めてでございますので、執行部の皆さんには温かく見守っていただいて、一般質問、無事に終わらせていただけるように、ご協力よろしくお願いいたしまして、私の一般質問、通告書に従いましてさせていただきたいと思います。

それでは早速ですが、一番目の防災対策についてということで、窪川地区の防災対策について、現在の進捗状況についてということでお伺いをいたしますが、昨年の記録的な大雨によりまして、本町の窪川地区の茂串町、本町、吉見町が大きな水害に遭われたわけですが、その災害対策に対して、その後の進捗状況であります。昨年先輩議員の緒方議員も12月の定例議会で質問をされておりましたし、今回の一般質問の中でも先輩議員が質問をされておりました。そのお答えの中で、昨年の10月30日、この2月16日に吉見川の浸水調整会議というのがつくられて、その中でいろいろともまれておることもお聞きしております。

また、その調整会議の中で視察、現地の視察とか、いろいろと見て協議をされて、今後の分析、メニュー作りをされておるといふ答弁をいただいておりますが、それが3

月にもう一度集約されて、4月には答えを出すというところであろうかと思うのですが、そのあたり、それはこういうことでよろしいでしょうか。ちょっと確認のため、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは、吉見川の浸水対策のご質問です。

先般8番議員さんの一般質問の中でも出てきましたが、先ほど議員さんおっしゃるとおり、吉見川の浸水対策調整会議というのを立ち上げて、現在どういうやり方で策を講じれば浸水対策、浸水がなくなるかという件について現在検討を重ねておるところです。

その中で少しお話しさせていただきますと、原因そのものは、被災直後に土木学会のほうで現地に入りまして、調査にも入っておりました。土木学会の意見といたしましては、長時間、降り始めからの雨量も600何十mmと船戸地点で降っております。窪川地区でも550mm近い降り始めからの雨量もありました。そして当日、8月9日の夜から10日の朝にかけて、約7時間にかけて40mm、時間雨量にしまして40mmの雨量が7時間続いたと。いろんなことが重なり合いまして浸水に至ったという原因解析は土木学会のほうからは受けております。

現在の調整会議ではどういうことになっておるかと言いますと、まず吉見川右岸、左岸ありまして、左岸側、茂串側です。茂串町、本町が左岸側に当たるわけですが、その中で、内水の処理としていろんな案が現在出ております。ポンプの増設、また遊水地、低い地点がありまして、ちょっと後背地があるがですけど、そこに遊水地を設けてポンプとセットするとか、またJR沿い、JR沿いに大きな水路を付けて山手からの、茂串山からの雨を全部そこで一回受けて流そうとか。ただ、ほんで遊水地、受水池、ポンプの施設につきましては、いろんな土地、用地の関係もありますんで、今後のいろんな課題が出てきますが、そういうような策を今検討中です。それは一応4月の最後の会で決定してということになります。

そして小学校側、吉見川の右岸側になります。右岸側については、外水と内水。まず右岸側の琴平谷が、琴平山から流れてきておる琴平谷側について、琴平谷については左岸の護岸が低いということで、そこのかさ上げ等を今現在検討しております。そして内水、右岸側、小学校側の内水対策といたしましては当然ポンプの増設はありますが、遊水地という案も昔からありますが、小学校のグラウンドですね。グラウンドに遊水地を設けてやればどうかとか、いろんな案が今出てきておりますが、それも現在検討中です。そして、本

流域につきましては、四万十川の本流につきましては河道の掘削とか、そういうような放水路とかいう案もありまして、それも現在検討されております。

議員おっしゃるように、二度と浸水被害のないような安全で安心な対策を今講じておりますが、先日も8番議員さんもおっしゃいました。ご提言くれましたが、町民、住民にとっては最良の策を、現在思いは一つです。町長以下、目的の達成に向けて現在取り組んでおりますので、どうかまた議員さんのほうもご協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この吉見川の浸水対策について、ちょっと補足させていただきたいと思います。

今調整会議で一つの目安として、浸水の軽減としては一番浸水深の深い住家において、床上浸水を防ぐということでございます。ですから、床下浸水は現在の浸水会議の中ではやむなしと考えております。今の調整会議の中では。しかし、私としたら、床下であっても、やはり本当にこう住家の皆さん方不安でしょうし、後々そういったことではやっぱりいかなものかなとは考えてますが、今の浸水会議の浸水軽減対策としては、今回の議会で触れておりませんでしたので、ご報告させていただきますと、床上浸水を防ぐということで、床下浸水は想定内にあるというような基準で現在検討しておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 丁寧な答弁、また、町長のご答弁、ありがとうございます。

浸水調整会議のほうで協議をされておることですが、それも県、国、町のそうした方々、専門的な見知の持たれる方で協議をされておるでしょうし、浸水に至った経緯、原因等も重々に調査もされておるというふうに感じております。そこで、町長、今言われましたけども、床下については仕方がないだろうと、そこよりは床上を防ぐと。床下に関してはというふうに言われましたけれども、それでは、災害ですが、前は10年前に来ましたよね。

これは、ちょうど10年たって来たわけですが、この災害、今年来ないというふうにお考えでしょうか。今年来ないというふうには、多分そんなことは夢にも思っていないとは思いますが、これはいつ来るか分からないわけですね。昨今、気象状況、予測できない、全国的にも予測できない災害に遭われているところも多々あるわけですが、この四万十

町、去年来たように、今年また来ないということは誰にも予測できないわけでありますので。では、その調整会議で進めておりますが、じゃ、今年これから6月、7月というふう  
にシーズンを迎えてきますが、それまでの具体的な対策。当然吉見、茂串、本町のポンプ  
場、排水ポンプのところの対策。吉見川、吉見町に対しての琴平川の増水というか、あふ  
れる水に対しての対策。その辺に対しては具体的なあれがありましたら、お聞かせいただ  
きたいと思いますが。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 当然絶対来ないという話は絶対ないわけで、来るとする防  
災のほうをやっておりますが。

まずフラップゲートをかなり、16年の浸水被害の後、旧の商工会館のところの橋から下  
流についてはフラップゲート、家庭排水とか出ている管については逆流防止の装置を、土  
木事務所と一緒に護岸を固めたところから順次付けました。しかし、今年8月、  
10月と大きなときに、ただ1か所、2か所について、ちょっと古い分があつて、そつから  
逆噴射やないけど逆流したという実績があつたもので、その取換えについては暫時県土  
木のほうがやるということで、この間も調整してます。そして、琴平谷については町の河川  
ということもありまして、今年度また町のほうでも今度は琴平谷のほうのパイプ、家庭内  
のパイプのフラップゲートについては設置していく予定をしております。

そして、被災直後、この間も話はちょっとしましたが、窪川新橋ですか。それから下  
流、本流までの間の堤防とか河川の法面とか、あつた植栽の流木は全部撤去しました。そ  
して、本町線から上流で、左岸の護岸については染みだしがあつたということで、この間の  
8月に。すぐに、土木事務所のほうへ12月に工事発注しまして、この間完成してしま  
す。そういうことで、絶対来ない、絶対来ると思うての今やっておりますが、調整会議でや  
っております大規模事業につきましては、すぐに着手ということにまだなりません、どう  
しても。この間もちょっと説明させていただきましたが、本年度7月頃、予定としては本  
年の7月頃に事業の概算要望を国に向けてします。そして、12月には本要望。本要望が良  
かったら、来年28年の4月から調査とか全体計画の作成に入ります。そして、都市計画決  
定。都市計画区域内での大きな事業ですので、都市計画決定して事業認可をもらってから  
の用地買収からスタートしますんで、まだちょっと時間が掛かります。ということで、そ  
れまでに出来ることは順次町・県、役割分担しながら進めておりますので、よろしく願  
いします。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 国・県のことは推進会議のほうで重々に練っていただいて、進めていただけたらいいというふうにも思います。

言われたように、本流の四万十川の下流を広げたらどうかというのもお聞きしておりますが、10億円、20億円とかいうような膨大な金額になる割には、40、50cmしか本流の水位は下げれないとかっていうようなこともお聞きしております。ですので、その抜本的な対策というのは本元のほうで取り組んでいただけたらいいわけですが、本町の取組として、このシーズンを迎える前に、また同じような浸水があってはならないわけですので、茂串のポンプ場に関しましても、私、消防団に属している関係で、去年の災害のときも茂串の下流のほうのポンプのほうで一晩中おったという経験からも言わせていただきますが、ポンプが不働であったりとかいろいろなトラブルがあります。ですので、その辺のこともよく経験から、そこら辺の改善もしていただいて、そんなことでせっかくポンプが座っているのに、それが全部が稼働しないとかということがないような対策。それと吉見町に関しては、琴平川から、琴平の神社のあたりから、逆にあっちのほうから、高いほうから水が来て浸水するというような、前回の10年前も同じようにあちらから浸水したということでもありますので、よくその辺の経験を生かして、浸水が、床下であっても浸水が起きないような対策を練っていただきたいというふうに思います。

以上で、一番目の防災対策に対しては対策は取っていただけるということであると思いますので、終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、二番目のふるさと納税についてということですが、少し今日この議会、ケーブルテレビで放映されておりますので、ふるさと納税、結構皆さん承知の方もおりますが、人気度もどんどんと上がっているというところですが、まだまだ知らない方もいらっしゃると思いますので、ケーブルを見ている方に対してということもありますので、ふるさと納税について少し説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） そしたら、ふるさと納税制度についてということで、まず制度の説明を行いたいと思います。

ケーブルを見られていられる方もおられますので、スクリーンを使いまして説明のほうを行います。

まず、「ふるさと納税制度概要」と書いております。この制度概要につきまして、一言

で言いますと、ここになります。都道府県市区町村に対して寄附を行うと、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から全額が控除されると。一言で言いますとこういうことになります。もう少し分かりやすく言いますと、市町村などに寄附をしていただければ、寄附金額から2,000円を引いた額、1万円すれば8,000円、この金額が所得税と住民税から控除されるということです。ただ、所得税、住民税それぞれ控除されるということではなく、所得税と住民税合わせて2,000円を引いた額が控除されるということです。これがふるさと納税制度の仕組みになります。

ただ、気を付けていただきたいのが、この一番下に書いております、個人住民税所得割額の、これ、約2割が限度ということ覚えておいてもらいたいです。ここで大まかな目安として、住民税額10万円の方なら2万円と書いてありますが、上限額があります。例えば、通常、住民税額が10万円とか100万円とか大きい方ならあまり気にしないでいいんですが、例えば住民税額10万円の方でしたら、約2万円。ここを頭に持っていただけないと、最初に言いました寄附した額から2,000円を引いた額が控除されると基本的に言っていますが、10万円の方なら2万円が上限となりますので、仮にこの住民税額10万円かかっている方が3万円すれば1万円分は控除の対象にならないということです。ここを気を付けていただければいいと思います。

それで、次に控除のイメージということで、実際のケースをちょっと書いております。

ここです。このケースの場合、課税所得金額400万円の方が3万円を寄附した場合のイメージということで、この表を作っております。

まずこの課税所得金額です。これも大まかな説明になりますが、通常、農業とか事業をやってられる方。その方で言いますと農業収入、それからそれに掛かった経費を引きまして、それと、その後この各種控除を引きます。この各種控除というのは社会保険料とか、扶養がおられる方は扶養控除というものがあります。そういう控除を引いて残った金額、これが課税所得金額と言います。今、住民税につきましては、課税所得金額に税率を掛けて税がかかっているということになっております。

それで、この方の場合、寄附金額3万円をした場合ですが、最初に言ったように控除額、2万8,000円が控除されるわけなんですけど、ただ、この2万8,000円を計算するには、ここの表にあるように3段階の計算をしてやります。ここが、この計算は割合複雑ですので、各個人の所得金額とか課税額によって、控除される金額多少の増減があります。ですので、おおむね3万円の場合なら2万8,000円というふうにイメージしてもらいたいとこ

ろです。この詳しい計算につきましては、個人個人によって1人ずつ計算しなければいけませんので、寄附される方、自分の目安としては最初に言ったとおり、3万円すれば2,000円を引いた約28,000円前後が控除されるというイメージを持っていただけたらいいと思います。ただし、この2割が限度ということを頭に持っていていただきたいと思います。

それで、あと、この部分を説明したいですが、その控除を受けるためには寄附をした翌年に確定申告を行わなければなりません。

それと、三つ目に「ただし」と書いておりますが、これは今審議されております地方税法の改正の中で、今年分より多分なるだろうという制度でありまして、ワンストップ特例という制度が出来ます。

これは主にサラリーマンの方を対象にされた制度でありまして、通常、サラリーマンの方などは確定申告は行いません。ただ寄附金、ふるさと納税をすれば必ず確定申告をこれまではしなければいけませんでしたので、そこを、手間を省くということで、このワンストップ特例が今年分よりできるようになる予定です。

次の表を。次は実際寄附した方が確定申告を行う場合、どういう手続が要るかというところ。まずこれが寄附をするご本人ということで、四万十町のほうに、まずふるさと納税ということで寄附をします。すると、四万十町より寄附の領収書、寄附金受領証明書というものが送られてきます。それを持って翌年に、26年分でしたら、この間まで確定申告の期間がありましたが、その申告の期間に確定申告を税務署のほうで行います。すると、その時点で、ふるさと納税をした年分の一部になりますが、その一部の部分が所得税から還付ということになります。そのあと住所地の市町村、住所地の市町村から住民税のほう。翌年度、今申告をしております26年分。言えば、今年27年の6月に、住民税のほう。1年遅れでかかってきます。そのときに、住民税のほう。実際かかる住民税から、実は寄附をした分を控除した額。実際例。例えば10万円、この方は住民税がかかる場合でしたら、寄附をした分を控除した。例えば9万円とかいう額が課税になるという仕組みになっております。

あと、最後にワンストップのほうですが、これが今年分から新しく特例が出来るということで説明をさせていただきます。先ほど言いましたように、サラリーマンとか公的年金等だけの収入がある方につきましては、通常、確定申告は行いません。その方がふるさと納税を例えば四万十町にいたしますと、そのときに控除申請の要請ということで言うのであれば、翌年の、今まで説明してきました確定申告の必要がなくなります。その申請

を受けた四万十町では寄附をしてくれた方の住所地の市町村のほうへ連絡を入れて、住民税のほうに控除されて、翌年度に寄附された方にかかるという制度です。

以上が概略になりますが。ただ気を付けていただきたいのは、今説明した控除の金額とかいうのは個人個人で多少変わってきます。結構複雑な計算でやっていきますので、大まかな目安として考えてもらいたい。しかも住民税の計算というのは寄附をした翌年度の住民税から計算いたしますので、前年度まだ課税になってない金額になります。ですから、寄附をしたときに幾ら控除されるというのは、税務課のほうで聞かれましても、まだ分からないという状態ですので、もう寄附をされる方は基本的には寄附した額から2,000円を引いた額が控除されると。ただ、そこは2割より多少下がったり、逆に2割よりもう少し上がった場合もあるということを頭の中へ入れておいてもらいたいところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） さすが執行部で、新人議員に優しく、文明の利器を使っていたいての説明、ありがとうございました。

今、説明をしていただきましたが、多分ほとんどの方が分からなかったんじゃないかというふうに思いますが、ざっくり最後のワンストップというところが一番分かりやすいかなというふうにも思います。

要は、四万十町にお住まいの方がふるさと納税、例えば東京とか、ほかの北海道とかいうところのふるさと納税をやっておるところの産品を欲しかったら、そこへ申し込んだら、そちらに納税額が行って、返礼品が届くというようなことであります。逆に言えば、四万十町出身のふるさと、四万十町をふるさととされる方が全国各地に多数おられるわけですが、その方たちが四万十町を私は応援したい。四万十町が頑張っておるのに、何とか人口減、大変で頑張っておるのに、私も遠くで何とか、何か応援できることはないかというような考えが、おられる方もたくさんおられると思うんですが、そういった方が四万十町にふるさと納税という制度を使って応援をできるというのが、この制度であります。

私が言いたいのは、このふるさと納税制度、この四万十町に住む方がこのふるさと納税の制度を使ってよそから買ってくれということじゃなくって、四万十町にある地場産品、1次産業で言えば、ミョウガ、ピーマン、生姜、ニラ、豚、牛、いろいろ、また、加工品にしてもたくさん皆さん頑張って商品開発されてあります。

その四万十町のたくさんある食材、加工品などの材料、そういったものを返礼品とし

て、四万十町、ふるさとを思う方に納税をしていただいたその返礼として、返すことによって四万十町の地域産業の引起し、それはできるんじゃないかと。これは、四万十町にとってこの制度がすごいチャンスではないかというふうな、僕はその観点でこのふるさと納税の質問をさせていただいておるわけですが。

先日の一般質問の中でも下元昇先輩議員のほうからもありまして、執行部のほうのやる気は十分にお聞きいたしておりますので、是非どんどんこれに対して、今年度からどんどん予算付けもされておりますが、どうも予算の見方からすると、ちょっと温度が低いんじゃないかというような感じが私はしております。

例の中で、高知県では室戸と奈半利がちょっと今年度突出して元気で、1億円を超えておるふるさと納税をやっておりますが、また、例を言えば山形県の天童市、ここは昨年はずか6件。6件というふるさと納税の利用だったのが、この1年、26年、1年で100倍、600件を超える納税があつて、わずか1年で4億円を突破しておると。そこがなぜ突破したかということ、山形県の名物でありますさくらんぼ。さくらんぼを納税の返礼品の中に上げたところ、こういう実績ができたという、こういう例も挙がっております。

ですので四万十町、いっぱいあります。食材の宝庫でありますので、是非もう少し温度を上げていただいてふるさと納税取り組んでいただいて、我が町の税収アップにもつなげていただいて、また、ふるさと納税の特徴として、納税された金額に対しては使い道がみんな選べるというような利点もありますので、どうかこれに、今のこのブームというか、これに乗っていただいて、是非結果を出していただきたいというふうに思います。

町長のほうからも、もしこれに対してもう少し思い入れがありましたら、一言いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員の提案のとおり、やはりもう二番煎じじゃなくて、町の資源、特に生産物、これをやはり魅力を高める。そして、カタログを作ることになってますが、これはIT情報も含めて、やっぱり町全体でやっていかないと。思います。ですから、関係団体等々もしっかり詰めて、やはり詰めた上でカタログプラス他の情報も含めて周知していく。そして、私が考えますにやはり交流施設、道の駅なんかが我が四万十町の一つのデパートになってますので、そこで購入した方の目に触れるような形で、こちらから直に欲しいときには、この制度を活用して取得できるねというような、やっぱり切り口も付けていきたいと思っておりますので、十和とか、それぞれお客さんが出入りする町内の

観光交流施設についてはそういう情報提供もしていきたいと思います。

さらに、県人会等々でやはり後押しをしていただける。決して、不利になる事業ではございませんので、一定額を超えなければ。ですから、今後いろいろなところで町出身者の会もごきますし、福祉の話もありましたが、子どもさんが向こうに出られておると。そういうところで協力をしようかねとかいう方もやっぱり掘り起こしをして、町の財源の確保と地域の販売高、GDPと言いますか、これのかさ上げにしていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） そのとおりですね。ですので、頑張って取り組んでいただきたいというふうに思います。

今月の29日には桜マラソンがありますが、1,637名という参加がいただいております。その方たち、ほとんどがリピーターの方です。ですので、そういう四万十町に対してのファンがそういう、ふるさととしてない方でも四万十町のファンの方っていうのはたくさんいます。ですので、そういった方たちに発信をしていただいて、応援を募っていただいて、ふるさとの、四万十町を元気にしていくということにつなげていただいたらというふうに思いますので、是非この制度、成功させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の三番目であります、まちづくりについてということで、四万十町のまちづくりについてお伺いをするわけですが、お伺いというよりも町長との意見交換という形になればなというふうに思っております。

私も四万十町に住んで商工会の青年部等を経て、いろんな活動をしてまいりました。町長も御存じだと思うんですが、町のことに對していろんな取組をやってきたわけですが、また、ちょうどまち・ひと・しごと創生、ふるさと創生という制度が法制化されて、国の施策として出されて、この一般質問の中でも各議員さん、先輩議員がこの取組に対しての質問もされておりましたし、町長の所信表明の中にもまち・ひと・しごとの創生に対しての取組をやっていくというような、所信表明の中にもありますが、私はそういったところはプロジェクトチームでやっていくというふうになられておるので、そちらのほうでやっていただいて結構ですが。

私が言いたいのは、2年ほど前、前高瀬町長するときにも一度みんな、町民と言うか若

い連中、町内在住の農業、商業、工業、いろんな方を集めて岩本寺で1

回話をしたことがあります。そのときに、まちづくりということでワークショップを開いたわけですが、その後、じゃ、やっていこうということで取り組んできた経緯があります。中尾町長とも一度、若い青年たちを呼んでワークショップも開いたということですが、その後、その進捗があまり進んでないというようなところもあります。

私は何を言いたいかというと、この四万十町、高速道路が延伸してもう何年か、3年か4年とたちますが、危惧したように、通過点になるっていうことが今、とにかく最初から危惧されておるわけですが、まだ海洋堂とかああいったところには5万人とか、岩本寺に関しては年間10万人という人が訪れておるわけですが、ちょうどこの下りた分岐点の窪川の町の中に、じゃ、どれだけの人が来ておるかということを考えたときに、私も初めて選挙に出させていただいて、町民の方の話を聞くと、「そこがなんちゃあ出来てないじゃないか」というような声がやっぱり一番多かったように思います。

ですので、「何とかおまえ、やってくれんか」というような声も多くお聞きしております。ですので、高速道路が今度佐賀へ向いての延伸、これが多分10年後だと思うのですが、それから金上野平串間が、それからさらに5年ぐらいだと僕は試算をしておるのですが、延べにすると今から15年後には開通をするんじゃないかというふうに思います。じゃ、その15年まで、それほどかからないかもしれないですが、それまでの対策、ここを通過点にしない対策っていうのがとにかく大事だというふうに思いますので、その辺のことに対して町長のお考えを少し聞かせていただいたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり、22年でしたか。平串まで。でしたかね。に開通をして…。

（「24年。」と呼ぶ者あり）

24年やったかね。

（「24年12月。」と呼ぶ者あり）

24年。すみません。24年の12月ということでございますが、もう早や3年目になるころです。私もそのときはこういった状況にいなかったもので、いろいろと考えてみました。確かにいろいろなところで危惧されるコメントは出ておりましたが、現実問題としてそれに対しての動きができてないのは全く否めないところです。

先ほど来、まず第一番目の質問でございますが、やはり青年、またそういった方ということで、今回ワークショップというか、商工会の皆さん方に1回おいでいただいて話をしたことがあります。ですから、やはり私としたらこの4月に予定しております人材ネットワークというのが一つの総合的な部門です。その中でまちづくりの勉強をしていただける環境というのが四万十塾と。今これは仮称ですけども、そこで位置付けていきたいと思っています。

やはりそういったところの情報交換をしながらやっていかないと、私が単に1回座談会をやる、ワークショップをやると言っても、これは継続性がないと思いますし、私が代わったとしても、やはりずっとこの町の将来をしっかりとそうやって継続して検討していく組織が欲しいという思いがあったので、そういったところでのこの人材ネットワークの育成ということで今位置付けしておるところです。その中にはやはり商工会、農業者、本当に素晴らしい青年がおりますので、そういった方がやはり中心になって、今言われました今後この窪川の市街地、また大正の市街地、十和の市街地、そういったところを中心に今後どういった展開をしていったらいいのかということも、私も共々勉強していきたいと思っています。

勉強もしなければなりません、せんだって議員のほうには一度私の公約の中でお示しさせていただきましたが、まずは通過点にならないように、一番地の利のいいところで若い方に商売をしてもらいたいというのが私の思いです。それはどこかというように位置を差しますと、やはり平串、大奈路地区を含めて、それから十和、四万十とおわまでのこの中で、それぞれの切り口でということ考えておりますので、なかなか今の私の、これ、ズバリ言いますと、やはり今までの商業地域の中で商売をするのも、これは一つ大事なことやと思います。しかし、いろいろ議論をさせていただく中で、確かにこんなことをしたらええね、こんなことはえいねというふうには、それぞれプランニング、私どももそうです、行政もそうですが、プランニングは出来ますけども、そしたらもう一步踏み込んで、誰がそこでやるよということを考えていかないとやはり成就しないと思いますので、是非、今後4月以降でそういった人材ネットワークの育成を含めて、その中でそういった思いを持ってやっていただける方を中心に私が塾頭になってもいいと思っています。

行政の分野での塾頭になって、おつなぎできるところは精いっぱいおつなぎをして、その中でやはりそれぞれのポジションでしっかり活躍をしてもらおうというスタンスをつくらないといけないということで、それぞれ今個別にいろいろな座談会、またワークショップ

があると思いますが、やはりしっかりした継続性を持てるような組織化と、そこへの参加というのは当然考えておりますので、今後もそういった意味でお願いをしたいと思います。通過点にならないように、非常にこれ、私も危惧してます。それは同じような思いでございますので、そこにはやはり人が、しっかりと生産活動、経済活動が伴わないと、なかなかそこには至らないということでございます。

ほんで、今本当に苦勞されてやっている事業者もおりますので、そこには今やるべきことをまたいろいろと協議をさせていただきながら、ご支援をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。

是非リーダーになっていただいて、ワークショップ、若者たちとの意見交換。単発的にやるのではなくて、もっと頻度を増やしていただいて、そういったところ意見を吸い上げていただいて、実際に形に、意見だけではもう全然前には進みませんので、是非それを形にさせていただきたいというふうに思います。

あと、今、町内でいい傾向があるのが窪川町内、今皆さんも御存じだと思うんですけど、あちこちで新しい、若者がお店を起業しております。あそこの「どなあ」という喫茶店の隣にも輸入の雑貨の販売店がオープンします。この庁舎の、西庁舎の前に「愛ちゃん家」というのがありましたが、その後も第二弾の食のチャレンジということで、この4月1日から興津でダイビングスクールのインストラクターをやっておられた方がカレーの専門店を、食のチャレンジの制度を使ってオープンをいたします。また、古谷家具店の前に息子さんが焼き鳥というふうに、詳しくは聞いておりませんが、そのお店が出ると。あと、旧役場庁舎から下りてきたところに「若松」というおすし屋さんがありましたが、あそこも若い青年が帰ってきてオープンをされると。いろいろとオープンをしたところ、これからオープンをするところというところで、窪川町内かなり元気になってきております。

これは、よそからしても、まずここのこの高知県下でも、こんなに町の中に次から次へと若者がやっておるところっていうのはないんじゃないかというふうにも思いますし、僕は町におる関係もありまして、窪川の町のことばかり言いますが、是非、みんな頑張っておるこの町に対して入り込み客を、何とか仕掛けができないかなというふうに思っておりますので、そこら辺もどんどんと進めていただきたいというふうに思います。

一つ僕の提案ですが、ここの真ん前、庁舎の前とか駅前に高南観光の操車場がありますが、前々から僕が言っておることでもあります、あの操車場、町の真ん中の一等地にあるわけですが、高南観光の方にお伺いしましても、別にあそこじゃなくてもいいよと。代替地さえ構えていただければ移りますよということはお返事をいただいておりますので、あその場所を駐車場にして、町外から来られた方に対して、あそこに置いてもらって、町歩きをしてもらう。そういったことにも大いに活用できるわけでありまして、駅前、駐車場があまりありませんので、よそから来た人がそこに置いて、カレーの専門店、隣の末広食堂、そういったところで食事ができる。どなかでコーヒーが飲める。町を歩いて岩本寺へ行けるというような、そういったところにもつながると思いますので、是非そういったところも検討をしていただいて取り組んでいただきたい。

窪川の町、岩本寺、年間10万人来ております。半平旅館、すごい建物で、ファンの方もいっぱいおります。そういったぐると町歩きができる素材、いっぱいありますので、そういったところを見据えてまちづくりいうところを町長に考えていただきたいなというふうに思っておりますので、どうかスピードを持って、あまりとろとろとやっておる時間はないと思いますので、スピード感を持って取り組んでいただきたいということを最後をお願いをいたしまして、皆様のご協力をいただきまして、残り8分もありますが、本当は30分で終わるつもりだったんですが、皆さんの熱いご答弁をいただきまして終えることができました。これで私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで14番武田秀義君の一般質問を終わります。

ただいまより暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2 議案第3号町道路線の認定について、日程第3 議案第4号町道路線の変更について、以上、議案第3号及び議案第4号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号町道路線の変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第4 議案第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、議案第16号の四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更ということで、確認というか、2件だけちょっとお伺いをします。

まず第一は、橋梁点検の調査事業ということで、今回新たな計画変更ということでありまして、中身は承知はしてるんですが、近接目視による点検ということで、5年に1回点検、診断、橋の措置を記録していくということでありますが、この点検の内容の中身に、例えば橋りょうの塗装部分ですよね。要するに橋りょうの塗ってある部分のという項目もこの中に含まれているのかどうか、その確認です。というのは、近隣の橋りょうを見ますとかなり傷んでおりまして、近隣の皆さんが、塗り替えという要望が非常に昨今多いわけでありまして、こういう計画が今からそれに乗っていくかどうかの確認が一点です。

それからもう一点、一番下の、3の集会所の施設整備ということではありますが、これは、集会所は、地域によってはいわゆる町管理のものと、地域でつくり上げた管理のものがありますので、これを全て含まれての、そういう整備計画の中に組み込んでいくのかというところの二点だけ、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それではお答えします。

橋梁点検調査事業の件ですが、町内618橋ありまして、初日の日にもちょっと説明させていただきましたが、法律で一応橋りょうの近接目視、近くで見ての目視が義務化となりましたことで、過疎計画の自立促進計画ですか、一部変更ということで上げてます。

その塗装の件につきましては、当然コンクリートの橋、ほんでメタル、金属の橋ありますんで、コンクリートの橋については塗装はないわけですが、塗装の調査項目も当然入ってきます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。○企画課長（敷地敬介君） 集会施設整備事業についてお答えします。

この事業につきましては、本町では要綱のほうを作っておりまして、各集落の集会所の新築とか改修に町のほうから補助金を出しております。それに充てる町費の分の、過疎債を充当するというので、今回計画へ入れるということで、全ての集会所が該当になります。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 私も1 番の橋梁点検調査事業、これについてちょっとお伺いをいたします。

道路法施行規則の一部改正ということで説明があっておりますが、一部改正の主な内容、具体的なものをちょっとお示しを願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） お答えしたいと思います。

2012年でしたか、中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故があつて後、国のほうが即座に点検業務ということで、当然トンネルのほうはその翌年でしたか、うちもトンネル約10か所、町道の関係のトンネルがあるがです。その点検は終わっております。

そして橋りょうのほうですが、トンネルと含めて、今、去年から5年に1回、近接目視の点検をせよというのが義務化となりましたもので、本年度から一応、あと4年しかないんですが、うちにある2 m以上、618橋についての近接目視点検をやる計画をしております。

しかし、橋りょう数が県下でも三番目ぐらいですか、今。高知市、南国市に次いで多い関係で、一応一括発注ということで考えております。当初予算にも上げておりますが、5年に1回の近接目視を、まず一巡目としてやる計画をしております。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） トンネルについて、ちょっと聞き漏らしましたんで、町の管理するトンネルについて、ちょっとお伺いします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ちょっと今言いましたが、10か所、10個、町道の分のトンネルが、現在維持管理しております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5 議案第17号四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の策定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の策定についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6 議案第18号四万十町第2期障害者計画の変更及び第4期障害福祉計画の策定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） この第4期障害者福祉計画に当たりまして、以前、同僚の田邊議員が質問いたしました知的障がい者の終の住みかと言いますか、非常に切実な要望が保護者から上がっているということをお聞きいたしましたし、この間、町内を回っておりまして、そういうこともこんこんと言われました。そういうのが検討については、どのようにこの中で検討されたのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 従来より、知的障がい者のおり場、実は、母父が亡くなったらその子はどうなるかということも含めて随分議論もされてきたところです。したがって、グループホームをどうするかという議論にまで行っておりまして、現在、27年度にグループホームを設置するというふうな形で話を進めております。

以上でございます。

（7 番岩井優之介君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町第2期障害者計画の変更及び第4期障害福祉計画の策定についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第7 議案第19号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8 議案第20号四万十町職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第9 議案第21号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10 議案第22号四万十町教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、日程第11 議案第23号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、以上、議案第19号から議案第23号までの5議案を一括議題とします。

この5議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） これは一般質問の中でも少し述べさせていただいたんですけど、議案第24号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。24、入ってますよね。

（「24、入ってないです。」と呼ぶ者あり）

入ってないですか。すみません、ちょっと勘違いでした。

○議長（橋本保君） まだ、入ってないね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第12 議案第24号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この主な改正内容の2なんですけど、県の人事委員会に問い合わせまして根拠を聞いたわけなんですけど。これはだから、高知県の県の、県職の諸手当の改正に準じということで、いちいち、だから、1番、2番、3番、4番と、県の場合にはどういうふうな理由で上げるのかと聞きました。そうすると、この2番の通勤手当なんですけど、県職の人には、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所があって、そこに関わる部分

だけの通勤手当の引上げというふうに聞きました。四万十町においては、そのような遠隔地の事務所なんかないわけなんで、ここに至るまで県に準じて上げるのは非常にいかななものかと思います。私としてはこれは反対です。

そのことに関してですね。ごめんなさい、質疑でしたね。そのことに関して、どういうふうに考えているのか、こちらのこの町の見解を聞きたいと思います。県の通勤手当に関しては、東京事務所、大阪事務所、繰り返しになりますけど名古屋事務所に限ってということです。けど、この町は特定のそのような事務所もないのに、通勤手当の県に準じてる部分というのは、これは果たして適切な判断と言えるのかどうか、その点に関する見解を聞きたいです。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

私どもが聞いておりますところでは、そういう都会にあります事務所の職員のみならず、通勤手当が改正になるというふうに聞いております。近年の燃料費の高騰と、最近では、若干下がってきたとはいえ、数年前から比べると大変燃料費というのが高騰しておりますので、今回の改正をしようとするものでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それは私の聞いたことと違うということになるんですけど、総務課長は県の人事委員会に直に聞いたんですか。それとも文書による説明が添付されていたって意味なんでしょうか。そこを伺いたいんですけど。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 条例改正等の標準案を提供していただいております県の市町村振興課のほうからの情報でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 市町村振興課が、人事委員会以外に職員の給与に関する業務に関わっているとは今まで知りませんでした。市町村振興課からの情報ということは、そちらからの文書が来たという意味でしょうか。それとも、問い合わせると、その問合せに応じて、そういう答えが返ってきたということなんでしょうか。そこんこ非常に肝要なので、はっきり示してもらいたいですけど。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 問合せについては電話等でいたしま

すけれども、県の改正案が文書で送られてきております。

(16番西原眞衣君「16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 質疑は3回になっておりますので、質疑は終わってます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第13 議案第25号四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について、日程第14 議案第26号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、日程第15 議案第27号四万十町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、以上、議案第25号から議案第27号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第16 議案第28号四万十町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、日程第17 議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、以上、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 一点だけ質問させていただきます。

先ほど、吉村議員から一般質問ございました。その中に地域包括支援センターの設置、いわゆる十和地域から包括支援センターがなくなったということで、西部地区に今なっておりますけれども、そういう中において、いわゆる6,000人未満、3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれの当該各号に定めるところにより、保健師その他これに準ずる者1人と、社会福祉士それに準ずる者1人と、こういうふうになっておりますけれども、いわゆる答弁の中で、1人ぐらひはそういう専門的な知識を有する者が一緒におることができるようになるのではないかなというような答弁がされたように思いますけれども、これに当てはめて考えることができるのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 基本的には、3,000人から6,000人の未満っていうことになりますと、一定、保健師が1名、社会福祉士が1名とかそういうふうな形ではおりますが、現在町の中ではそれを上回る人間がおります。そういう中では、町内が広うございますので、一定、便宜上、今日も出ておりましたように、相談もほとんどできないということを考えてみますには、町内全体の中で西部包括のほうをちょっと膨らませて考えるということは、考えれるんじゃないかというふうに考えております。

今日も言うたように、今、検討しておる中ではございますが、方向性としては、なるべく皆さんに便利に使っていただける方向性を目指したいと考えております。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 第1号被保険者においては、5,800ぐらいでしたかね。の中で、この6,000人以下と、6,000人未満ごとにそれぞれということになっておりますので、非常に難しい。答弁の中で3名ですか、今おられるのは3名のようなことを聞きましたけれども、その上になおかつこういう形で置くことができ、そして、拡充ができるのかなという気がしましたので、そういう解釈をどう解釈をするかと。あるいは答弁とその説明が、地域の方にどういうふうになっていくのかというところが非常に疑問だったもので質疑をしたわけですが、町長、考え方があればお願いをしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長が申し上げたとおりでございますが、今後の課題として、その事務量の濃密言いますか、そういったものを十分考慮させていただいて、この規定等々に基づいて、周知をしていきたいと考え持っています。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第18 議案第30号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19 議案第31号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20 議案第32号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午後 1 時38分 休憩

午後 1 時50分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの16番西原眞衣議員の質疑に対し、執行部より補足説明があるようですので、これを許可します。

総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） すみません。先ほどの16番議員の通勤手当の改正に関する件で説明不足の点がありましたので、説明をさせていただきます。

県の通勤手当の条例につきましては、東京都でありますとか大阪、名古屋の事務所の職員に対する通勤手当と高知県の本庁と言いますか、高知県庁の職員の通勤手当の2本立てに分かれております。

それで、国、それから本町もそうですけれども、東京、大阪、名古屋の事務所に所属する職員の通勤手当につきましては国に準じておりまして、本町もそれに準じておるわけでございます。そして、県の県庁に勤務する職員の通勤手当というのは、それよりもずっと高い金額でありまして、今回の改正をしても、それ以上に高い金額を県庁、本庁に勤める職員の通勤手当の額はなっておるということでございまして、国、それから県の、四万十町が準じております通勤手当の額の改正ということですので、それに準じて改正をさせていただいたということでございます。

（16番西原眞衣君「質問できないんですね、議長」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） できない。

（16番西原眞衣君「質問できない。追加説明はできても、追加質問はできない。理不尽ですね」と呼ぶ）

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第21 議案第33号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 介護保険料の増額と国保の増額は私にとって同じことで、議会終了後、昨日総務課長のところに行って確認したことなんですけど、地方交付税の算定式は基準財政需要額マイナス基準財政収入額です。

これは消費税の増額分と地方消費税の増額分は、両方とも地方の社会保障財源に充てると国が言ってますので、その算定方式を総務課長に確認しました。地方消費税の増額分、社会保障財源のことです。地方消費税の社会保障財源は収入額としてみなされて、そして消費税の社会保障財源分、つまり増額分の社会保障財源分は需要額のほうに算入されているということで、そうすると社会保障として、社会保障マイナス社会保障ということになるので、交付税の額は変わらないという説明を受けました。ちょっと私、頭を抱え込んでしまったんですけど、家に帰ってよく考えてみました。いずれにしても、これは地方交付税、つまり一般財源に振り込まれて、地方の自由な裁量において使われる財源に最終的にはなるわけです。

ここでさらに聞きたいんですけど、社会保障財源を社会保障財源、社会保障財源マイナス社会保障財源というものを、この町で1対1で差引きする必然性があるんでしょうか。その法的根拠があるんでしょうか。追加質問です。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） おっしゃるとおりでございまして、交付税は増額にならないわけですが、地方消費税交付金分が増額になるということでございまして、地方財政計画上では社会保障財源分については、その地方消費税交付金分増額になっておるといったことだと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、その1億3,200万円ですね。それがだから、この町の社会保障財源、つまり国保税の補填や介護保険料の補填に上げることは不可能なことなんでしょうか。再度。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 昨日も申し上げましたように、社会保障財源、様々な分野がありまして、それ、それぞれにその財源については充当しておるわけですので、統括して国民健康保険にのみ充てるのはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） ですから、平成26年から27年にかけての増額分、つまり地方消費税の社会保障財源を一般財源からこの町の社会保障に充填した部分の増額分を調べてみたんです。つまりその増額分が地方消費税からこの町の社会保障財源に、樋口課長が言われ

るところのいろんな分野に充填した結果ですよ。数値ですよ。総額ですよ。それは7,300円、その差額が7,366円ぐらいあったんで。ということは1億3,200万円から7,366円を引いて、この中には国保税、国保税への追加投入4,550万円も含まれていますので、残額があるんですよ。4,200万円以上。ということは、既に一般財源から地方消費税増額分社会保障財源を投入してる、さらに余力があるんですよ、4,200万円の。そういうことを、計算結果になりませんか。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） それこそ昨日も申し上げましたけれども、27年度は1億3,200万円、26年度に算入されておる分が3,500万円ございますので、差額は9,700万円でございます。それと、以前に社会保障関連の事業を実施してきた起債の公債費なども含めると、その算入された金額を上回っておるということでございます。

それともう一点、今回の消費税アップに伴う部分につきましては、社会保障関連に使用することが義務付けられておりますけれども、それは高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費にも、その費用を賄うためにも使用するということでございますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君、7番岩井優之介君。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第22 議案第34号四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第23 議案第35号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第24 議案第36号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第25 議案第37号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 1 議案で3回しか質問できないので、結局自分としたら追加質問ということになります。

さっきの総務課長樋口氏の説明が十分に飲み込めなかったんですけど、その地方消費税から平成26年度に既に3,000万円拠出しているというふうな内容であったかと思うんですが、私が言ってることは、初めから平成26年度には入ってなかった地方消費税の増額分のことなんですよ、5から8への。増額分は全額地方の社会保障財源になるというふうに政府が言ってるので、初めからそのことを問題にしてるんです。だから、平成26年度の地方消費税の部分は枠外の話なんですけど、私にとっては。その辺いかがなんでしょうか。

あと、トータルで9,300万円とかおっしゃいましたけど、そのところのちょっと意味が分からなくて。

あと、過疎債を既に充当してこの町の社会保障をやった分の、結局だから過疎債分の負担が一般財源から始まっているという意味だと思うんですけど、それは過去のことですね。

私が申し上げたのは、どこまでいっても地方消費税が5から8になった。それ、去年の4月1日からですよ。だから、初めて入ってきた3%分の差額の、さらに県が2分の1、残りの交付された額が1億3,200万円あるというので、それを、それをですよ。それをだから、4,550万円しか社会保障、つまり国保税の圧縮、増税の圧縮には使っていないので、だからそれを入れたら、充当したら4,200万円の赤字でしょ。そこは埋めることができるので、そうすれば国保税は増税しなくてもいいんじゃないかと初めから言っているの、過去のことを言うのはやめてもらいたいんですよ。そういう過去の話じゃないんですから、そもそも財源的に。

だから、その分に限って、その分しか私は政府の言質を取っていないんですから。私はというのはおかしいですけど、政府がそう言ってるのでね。消費税を上げるときに、上がった

た分は全額地方の社会保障の財源にすると云ってるんですから、地方消費税はもともと地方の歳入なんです。そこに関してのみ答えていただきたいんですけど。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

平成26年度に3,500万円が入ったと申し上げましたのは、今比べておるのが平成27年度予算と26年度予算でどれだけ増えたかと、一般財源で、ということを比べておりますので、平成27年度は議員おっしゃられるとおり1億3,200万円増えております。26年度には3,500万円、そういった同じ種類の金額があるわけです。ですから、26年から27年度の間にはその差額の9,700万円が増額になっておるということで申し上げてるところでございます。

それと、過去にやった確かに事業ですけれども、それを27年度に償還しておるわけですので、社会保障関連の経費ということになると思います。それがもし、過去にやっておるものは関係ないというのでありましたら、27年度に計画しております、過疎ソフト事業で計画しております様々な社会福祉関連の事業があります。その70%を交付税に算入されるわけですから、残りの30%については今年度やる事業ですので、社会保障の関連事業というふうに捉えることができるというふうに思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今のはある程度さっきよりか理解できました。

けど、さらに理解できないことが、同じような種類の交付税が、地方交付税ですよ、平成26年度に3,500万円あったって言いましたよね。同じような種類っていうのは、私の視点からはないんですよ。だって、5から8になった分の増額っていうのは、平成26年には実現していないので。いないでしょ。27年度に初めて、8マイナス5が実現したのが平成27が初めてなんです。だから、同じような種類の地方交付税の増額分、地方交付税っていうのはないはずなんです。5から8に上げるときに、この上げた分は地方の社会保障財源にすると政府が言っているということを私は根拠にしているので、そこんところは違うんじゃないですか、総務課長。

それとあと一点。過疎債に関して、1,800万円でしたっけ。だから、7対3で一般財源からもう3割出てるから、それもこの町の社会保障財源に平成27年度予算ベースで実現しているとおっしゃいましたが、それは百歩譲ってそうでしょ。そこんところは分かります。でも、それでも1億3,200万円には残金があるはずですよ。違いますか。その残金を

全額投入すれば、国保税のさらなる緩和ができるはずです。それも、さらに、それがなおかつできない理由を示してもらいたい。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 消費税が8%になったのは、平成26年4月1日からでございます。それで、26年度中にも当然、それが四万十町まで配分されてくるには一定のタイムラグがあるわけですが、それでも一定当然交付されてきておるわけです。それが3,500万円でございます。ですから、3,500万円は地方消費税交付金の社会保障財源分でございます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 西原議員のご指摘の部分も分かります。

せんだって行政報告でも申し上げましたが、この9月をもって、9月議会に上程しておる基本的な低廉な老人住宅もございますし、今後まだ来年の3月までにはありとあらゆる施策をやっていくという、ありとあらゆると言いますか、必要な施策をやっていくというスタンスでございますので、俗に言う交付税で言いますと留保財源という考え方で、いろいろご指摘がございましたので、そういったところでの使途というの今考えておるところでございますので、その辺の幅広いご見解をいただければというふうに思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 私は、議案第37号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論いたします。

ご承知のように、健康保険、国保についてはその法律で、第1条で社会保障というふうに位置付けられております。この中には「共済制度」とか、あるいは「相互扶助」という言葉はありません。

せんだって、かなり意見が出されましたけれども、この国保制度というのは大変優れた制度で、この制度はずっとこれから残していかないかん大事な制度だと私は思っております。しかし、あまりにもこの構成メンバーの所得に比べまして、保険料が高すぎると思っ

ております。これに対しては本当に国から大きな助成が必要です。それから、当面、差し当たっては一般財源からの投入が必要だと思っております。

それからこの国保の構成メンバーというのは、職域保険に入らない全ての方がこれに入る、言うたら強制加入です。義務付けられております。近年全て、いろんな、非正規雇用とかいろんな、たくさん、無年金の方なんかが全てこれへ入ってきております。言うたらどんどん膨れ上がっておりまして、到底この保険料では、この構成メンバーでは賄いきれんというのが誰が見ても明らかでございます。そういう点で抜本的な国の助成というものを求めながら、当面は一般財源からの投入をやってでも、これは乗り切っていくかないかんと思っております。

以上の観点から、今回のこの条例については反対する立場でございます。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

(16番西原眞衣君「16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、条例改正に賛成の立場から皆様方に私の考えを述べさせていただきます。

今回の改正は、平成26年度決算の結果、27年度分を今の税率で国保運営を行うと、約4,200万円の税収入が不足する見通しを受け、国保加入者に対し、税率のアップを求める条例改正であります。基本的には国保運営は加入者の税収等で賄う特別会計であります。

しかし、加入者の減少などにより税収が激減し、基金も底を突く状況になり、平成23年度からは一般会計からの法定外繰入れを一定額加えた措置により、何とか国保を運営してきたことはご承知のとおりで、法定外繰入れを行わなければ赤字がずっと続く状況にあり、運営ができなくなります。そのような状況で平成27年度はこれまでの法定外繰入金4,000万円に加え、消費税増加分のうち社会保障費に使われるべき1億3,200万円の中から4,550万円をさらに一般会計より法定外繰入れし、合計8,550万円を繰入れして、税率を上げない場合は加入者が20%アップになるところを、11.2%の上昇に抑えようとするものと理解をいたしております。

執行部も苦汁の、税率を上げざるを得ないとの結論により、今回条例改正を出されたものであると思いますし、また、平成30年に国保運営が県に移行するまでの制度改正を見据

えた条例改正であり、被保険者による受益者負担の原則から一定の負担増を求めるもので、やむを得ない条例改正であり、議員各位の賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。どうかよろしく願いをいたします。

(16番西原真衣君「反対討論。16番、反対」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 次に反対討論はありませんか。

(16番西原真衣君「あります」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 本当に、とにかく財政のことを本当に完璧に理解してるわけではないので、新しい答弁が出てくるとに自分で計算し直さなくてはいけなくなるんですけど、ぎりぎりのところで私も岩井議員と同じく、本当に大変な暮らしをしてる人々にとっては国保税の値上げは痛いです。と思います。ですから、それは避けるべきですね。避けるための財源があるんですから。だから、議員各位のご理解をお願いしたいと思います。

私は先ほど樋口課長の答弁を聞いて、平成26年度にも既に地方消費税というものが、8%に上がった分があったんです。それはそうですね。その年の分の、4月1日に上がってるんですから、その年の分の同じ財源が3,500万円、既に四万十町に入ってきてたと。

今年は、平成27年度予算ベースでは1億3,200万円入ったと。だから、その差額、既に9,000幾らですか。ちょっと暗算弱いんで、9,700万円ですか。9,700万円が1億3,200万円マイナス3,500万円ですよ。既に増えているって言いました。私、違いますよ。これをよく考えたら私、認識が違うと思います。

消費税の増額部分を、地方消費税の増額部分を社会保障財源に充てるという名目で四万十町に交付されてくるわけです。それが平成26年度には3,500万円あったということですよ。それは、だからその年に振り分けられた。いやいや、26年にあったということで27年の予算に付いたって意味じゃないでしょ。27年の予算に付いたって意味ですか。質問ができないので、自分で持ってる資料で考えるしかないんですけど。質問ができないのであれです。

その分、じゃ、私が理解してるのは、だから1億3,200万円というのが、今年の予算に振り分けることができるこの町の社会保障の財源だという意味ではないんですか。その3,500万円がこの中に含まれているって意味なんじゃないでしょうか。質問できないですよ。質問できないですか。できないですね。そこんところがよく理解できないんですけど。いずれにしても、じゃ、ちょっと話を切り替えます。

私は、このことで散々自分なりに勉強しました。ネットを見てました。国保の保険証には3種類あるとはっきり言えません。まず正規の保険証、それから短期何か保障、短期資格証明書、いろいろありますよね。ネットを見てました。そうすると、今その中の情報の一つにありました。だから国保税が払えなくて、だから病気になっても病院に行けない若い人、いわゆるワーキングプアの人がいっぱいいるわけですよ。そこにアドバイスがありました。Yahoo!の知恵袋か何かにね、アドバイスがありました。分割で1,000円でもいいから払っておけと。そうすると短期証書というものをもらえるから病院にかかれるって、最後にはその手があるって書いてたんですよ。そこまで困ってる人に、職員の手当は上げる一般財源ですよ、同じ。そこからわずか4,200万円が拠出できないもんですか。私はそこんところがどうしても分からないんです。分からないことは非常に悔しいので、今後調べますけどね。現時点では皆さんの賛成を得たい。

それから、言います。さっきの賛成討論、率直な感想を言います。あれはまるで執行部の答弁と内容同じ。新規情報は何も含まれていなかった。これが私の感想です。

以上。

(11番下元昇君「議長、休憩」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど反対討論がありましたが、賛成討論はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、討論ということになるわけですがけれども、反対討論があり、賛成討論があり、双方の意見が交わされました。

私も基本的にこの問題を捉えたときに、この議案に対して、非常に悩みました。中身を精査して、一議員として判断をしなければならないということになります。ですから、細かい数字は申しませんが、5から8に上がった消費税の3%の分を社会保障整備に充当したらええじゃないかと、こういう討論があるわけですがけれども、それは国の特定の財源になって、国保の会計だけで充当しなさいという内容であれば、それは可能なわけです。

が、しかし、この条例の中身はそういうことでなくして、社会保障整備というのは、ほ

かにも事業がある中で、それを、計画の中で予算配分をしていく。それも違法にはならんわけですから、そういう状況の中で一応、応益応能を踏まえて換算をして、それでも足りない分が4,200万円ということですから、それについては先も見通しながら、現行も踏まえながら、結局受益者に負担をお願いしたいという計画は、去る数年前から一応この国保会計の状況の中で、執行部から提案説明がありながら来た状況があります。ですから、その日が今日になったわけですから、ここは条例改正ということの中身を踏まえれば、私は、私もこの条例にはやむを得ないと、賛成であるという状況であります。

ですから、一定国保が上がるのが、受益者の町民に対しては大変な状況ということは理解できます、私も十分。しかし、それを底上げをしていく方法としては、この方法で行かなければいろんな問題のともあるということ踏まえて、今期この条例についての改正ということについてはやむを得ない状況があるのではないかなと、私は思っています。

ですから、そのことに言及をして追究をする、討論をするならば、地方議会として、国に対して国保税を、地域の国保の状況というのは大変な状況になってるという状況がありますので、だから国に対して地方議会としても、執行部としても、国保を助けてくれと。国保を限定した国の交付金を何とぞ、政治的な状況の中で地方を助けてくれる意味で、特定財源として国保に充てるべき財源を、国に意見書提出等々が我々の務めるべき仕事であろうというふうに思います。ですから、今後におかれましては執行部も、さらに私たち議会もそういうできる範囲の仕事をしながら、この条例は認めていくべきではないかなというふうに私は判断しますので、討論内容を理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、7番岩井優之介君、10番味元和義君、16番西原真衣君、17番酒井祥成君、4人です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第26 議案第38号四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例について、日程第27 議案第39号四万十町轟公園等条例の一部を改正する条例について、日程第28 議案第40号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について、以上、議案第38号から議案第40号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町轟公園等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第29 議案第41号四万十町森林病虫害防除対策協議会設置条例を廃止する条例について、日程第30 議案第42号四万十町立公民館条例を廃止する条例について、以上、議案第41号及び議案第42号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町森林病虫害防除対策協議会設置条例を廃止する条例につい

てを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町立公民館条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時51分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第31 議案第43号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第32 議案第44号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第33 議案第45号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について、日程第34 議案第46号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第35 議案第49号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第36 議案第50号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、以上、議案第43号から議案第46号及び議案第49号、議案第50号までの6議案を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番武田秀義君、15番中屋康君の退場を求めます。

〔14番武田秀義君 15番中屋康君 退席〕

○議長（橋本保君） この6議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されま

した。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

14番武田秀義君、15番中屋康君の除斥を解きます。

〔14番武田秀義君 15番中屋康君 着席〕

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第37 議案第47号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第38 議案第48号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、以上、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原真衣君の退場を求めます。

〔16番西原真衣君 退席〕

○議長（橋本保君） この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定についてを採決します。

○議長（橋本保君） 議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

16番西原眞衣君の除斥を解きます。

〔16番西原眞衣君 着席〕

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第39 議案第51号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、日程第40 議案第55号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、日程第41 議案第72号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第51号、議案第55号及び議案第72号の3議案を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番武田秀義君の退場を求めます。

〔14番武田秀義君 退席〕

○議長（橋本保君） この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、議案第51号及び55号、この指定管理の相手先が同じ会社であると思いますので、お伺いをいたしたいと思います。

まずお伺いしたいのは、ここ何年かのうちに、指定管理をされている会社に対するいろんな話が聞こえてまいります。今回は執行部としては引き続き指定管理をこの会社に行いたいということで、指定ということで議案を出されました。いろいろな会社の中のこととありますとか、あるいはお客さんに対するサービスが悪いとか、そういった方々から直接私どもにもよく言ってこられて、不協和音と言いますかね、そういった内容が指定管理をされている会社にあるのではないかとということでお伺いをしたいんですけれども。会社の中のことは聞けませんので、そういった今申し上げました、そういった町民とかそういった方々からの声を、担当課長、あるいは町長始め執行部の皆様方にもそういった声が伝わっているか、聞いたことがあるか、まずこの点をお伺いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 町民がこの指定管理者に対する評価と言いましょうか、そういった声を聞いたことがあるかというご質問であろうと思います。全く聞いてないとは言えないわけでありまして、やはり多少なる批判は聞いているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 担当課のほうにも町民の声とか様々な声が届いているという答弁ですので、じゃ、引き続きこの会社を指定管理として指定しようという執行部の考えでありますので、出来得ることであれば、やはりそういった指定管理者にふさわしい会社であるべきと私は考えます。

そこで、実際にそういったいろいろな声が執行部にも届いているのであれば、何とかやっぱり私は変える努力をすべきじゃないかというふうに考えます。ご承知のように四万十町が株の75%を持ってる大株主ですので、相手が民間の会社とはいえ、やはり75%株を持ってる株主サイドからとして、やはりそういった声があれば何らかの形で是正をしなくてはならないと私は思いますけれども、じゃ、それをどういった場で提案して是正をする

か。このことについては、もし考えがあれば町長のほうからご答弁を願いたいと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この51号と55号ですか。この2件について、同じ指定管理者ということで今回ご提案をさせていただいておるところでございます。

議員もご承知のとおり、平成11年4月に地場産業振興センター、いわゆるあぐり窪川が開設されたところです。私もちょうどそのときに現場におった関係で、町の執行部としては、その開業に合わせて株式会社あぐり窪川という株式会社を、当時は町の出資が50%ちょっとだと思います。民間の個人株主、団体、町内の本当に産業を支える団体が加わって会社をつくって、それで当初確か40名くらいの社員で操業を始めたところです。

それぞれ指定管理については、確かに民間活力を使って、うまくそういった活力を使って、経費の削減も図りながら、公益の施設を管理をするという基本前提に立ったときに、一定公募ということもございました。しかし、現在でも両、今申し上げました2施設について、業務的に監督範囲の中で、地場産業振興センターについても業務についてはやはり一定力を合わせて、社員の方々と合わせてやっていただいております。部門ごとには、私も取締役の一員ですから、いろいろ課題がございます。

正式に9月から取締役会のいろいろな議事に参加させてもらっておりますが、その中でも高知の四万十の蔵とか、なかなかそれぞれ苦労されてるところもありますが、総体的に貸借対照表等々見たときには、これまでの実績も含めて、また今後のことも考えて、監督責任の範囲内で適当だというふうに思っているところでございまして、今回提案に至ったところです。

先ほど前段でちょっと気になったところがありますが、担当課長に聞いたら一応その人それぞれ、役員の中で、そういった社員からややも批判されるようなことも一定は聞いています。しかし、これは私としてはあくまで会社の個人と言いますか、その方の裁量権の中でやっておりますので、今後は取締役会の中で、もしそういう疑義、議論が出たときには、やはり監督責任としての町長の立場で、加えて取締役の立場で、そういったまたご意見もさせていただいて、改善に努めたいと思います。

仮に公募したときに、様々なところから手が挙がって、もしあぐり窪川以外に落札と言いますか、なったときには、町も農協も全部出資をしていますので、一応会社の解散手続が必要になると思います。

ですから、私はこの施設については、やはりそれを目的にした株式会社の設立でございますので、私の考えるところ、やはりあぐり窪川に随意契約と言いますか、随意と言いますか、そういったあぐり窪川を指定して指定管理者になっていただくというのが筋だろうと思います。

今後いろんな課題は、ちょうど私がこの6月頃までは一応取締役として出てますので、今日、今議員からいただいた、ちょっといろいろなこともしっかり注視をしながら監督者言いますか、業務の監督責任として注意していきたいと思いますので、是非そういったご理解をいただいて、ご承認いただけたらというふうに思います。

(16番西原眞衣君「16番。16番。16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 質問中です。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、もう一度確認の意味も込めてお伺いしたいんですけども。

今の町長の答弁の中で、取締役会などで、いろいろな耳にも入ってくることも、町長として、あるいは取締役としても話をして変えていきたいということですけども、是非ともそれを、できるだけ早く不協和音が出ないような、あるいは町民のサイドからもサービスが悪いであるとか、そういったことを言われないように、大事な施設であります。そういったことを踏まえ、私としてはできるだけ早い時期に町長、あるいは担当課長もそういった会合に出られていろいろな方々の話も聞きながら、こういったことを是正していただきたいと思います。

そこで今町長のほうからは、公募も考えていないこともないといったようなこともありましたので、私もやはり公募も選択肢の一つに入ってると思いますので、町長のほうからまたご答弁いただきたいんですけども、これから担当課長、あるいは町長のほうがそういった会に出られて、あまり是正がされない場合は先ほど町長も申し上げました、そういった公募方式。これも考えられるかどうか、その辺について、ご答弁があればお願いをして、質問を終わります。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今後のことにおいて、公募もあり得るかというご質問だと思いますが、ちょっともう1回繰り返しますけども、私としたり、11年の4月に操業開始をしたと。町内の団体様々なところで、また、町の出資金については議会の同意もいただいて出

資をしております。ですから、私はこの設置の責任というのがやはり後へ付いてくると思っています。ですから、仮に他社が取ったときには解散手続をする。当然従業員の場合は継続するという、それは条件でもいいと思いますが、様々な事務処理、そういったものが出てきます。

確かに公募という制度もいいですけども、私は首長の、指定管理の中にもありますが、指定管理をするという前提の中では、やはり首長の、あこの場合は産業振興施設ということでございますので、その中で雇用と産業振興、いわゆる物販・交流、そういったものを担っていただきたいという思いで、当時の町長なり議会が決めたことでございますので、やはりそういったところを考えるとときには、当面私としたら公募という考え方はあぐり窪川については持ってないです。

今後の議論ということになりますので、確かに指定管理、公募でやるのが望ましいという規定もされてます。そのほうが経済的にも管理の面でも、非常に税を伴うことなく効率よく行けると書いてますが、そういった細部の中で、なお一層ここここはというようなことも注視をしながらやっていきたいと思えますし、もし、これを逆に、私が取締役の立場ですので、逆にそれをされると、今の取締役全体の否定ということにもなりかねません。ですから、それがないように、また近々あると思えますので、今日ここでいただいたご意見はしっかり伝えて、一丸となった組織の運営についてはしっかりやっていかないと必ず伝えて、また、議論をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私も全く同じく議案第51号と、それから55号の同じ株式会社あぐり窪川の指定管理について、聞きたいことがあります。

まず、何か事業が一定の効果を出してるというふうに町長は言いましたけど、収支決算書が議員にも手渡されます。それとは別に補助金に関わる実績報告書というものが全部担当課に上がっております。

平成21年から25年まで全部入手して数値を見てみました。補助金を除けば、引くと、当期純利益から補助金の額を、その年度に受けた補助金の額を単純に引きました。全部の年度で赤字が出ております。これで事業効果が上がってるという認識はちょっとおかしいんじゃないかと思えます。それが一点。それについてどう思われるか。

次、二点です。

会社内部の問題には立ち入ることができないという見解を、議員の多くの方々も、それ

から執行部の方もお持ちのようですが、株式会社あぐり窪川の実に75.36%の大株主が四万十町です。これは公金によって買われた株、出資された株であることは間違いありません。英語では株主のことを「ステークホルダー」と言います。これは直訳すれば利害関係者という意味です。利害を握る者という意味です。ステークホルダーです。公金によって得られた株の株主っていうのは、その公金の出どこである住民が利害関係者ではないでしょうか。その観点に立てば、利害関係者にはその株を持ってる会社の内部を知る権利があります。その観点から会社の、あぐり窪川の情報開示についてどの程度まで、ステークホルダーとして最大の4分の3の株を持ってるわけですから、開示請求というものがあってしかるべきだとお考えになりますか。

三点目。指定管理についての根拠法を見てみました。公募によらない指定管理者の候補者の選定など。そこで地域の活力を、「町長等は、公の施設の」、性格、これ格という字が間違ってますよね、性格の漢字間違ってますよね。「性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。」、つまり公募制を取らなくてもいいという根拠法ですよ。これ、条例なんですけど。ここに事業効果が期待できると思慮する。ここが一番大事な部分であるかと思います。その指定管理者である四万十町の実質首長である中尾町長は、この事業効果というものをどのように捉えているのか。そのところ、その三点をお伺いしたい。

まず赤字が出ている。一点、確認します。

それから、二点目、株主である。公金によって出資しているということは住民が、公金を出してるのは住民ですから、納税してるのは住民ですから、納税者がステークホルダー、利害関係者です。利害関係者にはその会社の、自分の持ってる株の、株式会社の内部の事情を知る権利、経営状態、人事、規約、知る権利があると私は基本的に思います。そのことに関してどう思われるか。

そして、最後に、指定管理に関する条例の中の事業効果というものをどのように捉えているか、それについて聞きたいです。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず一点目の収支の結果、補助金を含んでいるのでプラ

スではないか。それを外すとマイナスになるのではないかとというご質問であったと思います。

これは、あぐり窪川に補助金を出しているわけであります。これは、町としてあぐり窪川を事業主体と言いましょうか、あぐり窪川にやっていただきたい事業があるから補助金を出しているわけでございまして、当然その補助金を用いていろいろな事業をあぐり窪川はやっているところでございます。その収入、事業外の収益になると思いますが、それを含めての黒字ということは、事業をやって、その収入というものの一つの中にその営業外の収入があるわけでありますので、これは適正であるというふうに考えております。

二点目の開示内容等につきましては、これは法律等ルールに基づきまして、毎年議員の皆様方に決算のいろいろな関係の書類を報告させている、そこに当たるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二回目の質問に行きます。

まず事業目的があるので、つまり補助金を出していると。あぐり窪川に依頼したい、委託したい事業があるので補助金を出してるという熊谷課長の答弁でしたが、その結果の赤字に対してはどういうふうに捉えているのかっていうところが非常に明確ではなかったので、その点に関してはもう1回答えてもらいたいです。

それで、あと一つ間違いが、認識がちょっと私と違うんですけど、営業外収益とおっしゃいましたけど、補助金のことを営業外収益というふうに捉えているわけですか。私は収支決算書を見ながら、補助金はどこに、この中入っているのかと聞きましたら、雑入に入っているというふうに、雑入ですよ、雑入に収支決算書ですよ、入っているというふうに担当者から説明を受けているんですけど、そこんところがちょっとずれているので、その再説明を。

もう一つ、株式会社法とかにのっとって情報開示をしてるというふうな答弁だったと思います。確かにあぐり窪川は株式会社です。ですから、株式会社の情報開示の法律というものが、当然商法の範ちゅうであるかとは思いますが。でも、私が言ったことは住民がステークホルダー、株主であるということなんですね。四万十町は住民のもんでしょ。四万十町が株主であるということは、住民が株主であるということなんですよ。だから、私は株主に対する、住民、株主って置き換えてください。株主に対する情報公開を求めています。

ないんですか。そこですよ。その答えを再度。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 株主に対する情報公開をということでございますが、議員もご承知のとおり、私も確かにこういう立場ですが、住民の皆様方の支持をいただいて、その職に就いてます。ですから、私はその立場で監督責任もありますし、取締役会にも出てますので、それを町民の1万8,700人の方が全て情報開示をということにはならないと思います。私はそういった支持を受けて、町長としての立場で監督責任をして、これが公人という部分でございますので、そこに会社法と、当然会社法もありますし、地方自治法もあります。

ですから、先ほど担当課長が申し上げましたように、指定管理の中で議会に報告すべき部分というのは決算についてであると思います。それを踏み込んで、私は取締役という立場ですから、そういったご意見いただきながら取締役として、また大口の株主としてのことを、私が委任を受けておる立場で今取締役会に出ておりますので、是非そういった意見もつないで、しっかりした営業活動をしていきたいと思います。

それで、そういう線がないと、それぞれが全て、住民の皆さん方がどんどん株式会社の情報を取るというのは、本来それぞれの部分では、自分としたらちょっとそういったところは適当でないというふうな考え方を持ってますので、是非私のほうから今日いただいたいろんなことについては伝えさせていただくというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、町長が取締役の1人であり、自分が公人であり、選挙で選ばれた立場であるという抗弁で、抗弁というか答弁であったように把握したんですけど。

それでは一般住民の視点から見て、それではなぜ、町長がそしたら取締役の1人として、つまり選挙で選ばれた住民代表として、取締役として得た情報ですよね。それは公の情報とは言えません。そこんところなんです、問題は。そこに対する説明に今の答弁はなっていないと思うので。

それをやってしまえば、第3セクターは全てそうなんですけど、株式会社にして情報開示を阻むことで、実に恣意的な経営、赤字であっても例年補助金が流され続けるということが本当に起こっているんですね、至るところで、日本全国で。株式会社にすることは実

に情報を阻む一つの手だてですね。

けど、それであれば元に戻って考えてみてください。なぜ四万十町が株主になったんですかということです。情報も開示されないのに、何で四万十町が株主になったんですかと一般住民は思いますよ。公益のためでしょ。でも、住民に情報開示できないとなれば、それはその公益、果たして公益が実現しているのかどうかさえ住民が、つまり住民の代表である議会が検証できないじゃないですか。いいですか。公益のため株式会社で情報をブロックする。そうすると、その公益が果たして実現しているのかどうかさえ議会が、つまり議会を選んだ住民が検証できない、情報がなければ。このことを私は言ってるんです。その視点に対する回答にはなっていないと思うので、その視点の含んでの回答をもう一度。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 前回の質問の中に赤字という捉え方が、相違があるというご質問があったと思います。

確かに事業をやっていただきたく補助金を出して、出すわけであります。それがなかったら赤字になるのではないかということでございますが、例えばその事業をやってもらなければ、その支出と言いましょ、それは発生しませんので。例えば施設整備等を行う場合であれば、そういう支出は必要にないわけですので、収入がなければ支出が当然ありませんので、赤字は生じないと考えております。

それから、もう一点、ちょっと経常の損益だけしか持ってきておりませんので、補助金が普通、営業外の収入のほうへ入ってくるわけで、どこのどこへ入っているかというところはちょっと違っていただかもしれません。その辺は申し訳ございません。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 情報開示の部分でお答え申し上げます。

町のほうも情報開示の規定等作って、情報開示をしております。

私が申し上げますのは、取締役として会社の業務の中で知り得た情報というのは、これは会社の定款の中で守秘義務がございます。ですから、その範囲内で、情報として出せる部分は出していきたくと思いますが、全て情報開示というのは、やっぱり会社も一つの組織、経済団体と言いますか、経済事業者でございますので、なるべく出せる情報は出していただくという観点からお願いしたいと思いますが、全て情報をブロックしておるいう考え方は持ってないと思います。ですから、その辺が、やはり組織というのはそれぞれ、西

原議員も分かると思いますが、公人として出せる部分、それから私がなんぼ町長であっても、取締役として出た部分の会社の機密、機密というのはちょっとおかしいですけども、経済活動に対する情報は全て出していいとは考えてないです。ですから、その辺はやっぱり出せる範囲内の情報をいただきながらやっていくということで、我々町やったらいろいろなご意見、現場のほうに情報開示請求していただいて、それはやってもいいですけども、あくまで株式会社や組織についてはそういう定款上いろいろな規定がございますので、行政と一緒ににはならないというのはご理解いただいたらというふうに思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

14番武田秀義君の除斥を解きます。

〔14番武田秀義君 着席〕

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第42 議案第57号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第43 議案第58号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、以上、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、2番林健三君、17番酒井祥成君の退場を求めます。

〔2番林健三君 17番酒井祥成君 退席〕

○議長（橋本保君） この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

2 番林健三君、17番酒井祥成君の除斥を解きます。

〔2 番林健三君 17番酒井祥成君 着席〕

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第44 議案第52号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第45 議案第53号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第46 議案第54号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第47 議案第56号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、日程第48 議案第59号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第52号から議案第54号及び議案第56号、議案第59号の5議案を一括議題とします。

この5議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、議案第56号について、四点の質疑をしたいと思います。

まず最初に、この公募によらない候補者選定の理由というところに書かれております地元産品とは、何を利用して作ったのか。

二点目、どのような加工商品が開発をされたのか。

三点目、安定的な収益の確保とは、どこが収益を確保しているのか。

そして、また、安定的管理運営が実施されていると判断した判断材料について、どういうことから判断をしたのか、その四点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

まず最初に公募によらない指定管理者というところでございます。

これについては、今現在四万十ドラマさんが運営をしていただいております。この運営方法ですけども、普通、十和地区、381号線ですけども、大変交通量が少ない中で地域をPRしながら誘客に努めておりまして、年間15万人以上のレジ通過者でございまして、それ以上の方が来ているような状況となっております。

それから、また雇用の面でも、パート従業員でございますけれども、33名の雇用がいるということで、地元の雇用者も増えている、雇っているというところでございます。また、その中に、正社員についても地元の方が雇用されてやっているということもあります。

それから、昨年からでございますけれども、地元7団体の方々と十和を考える会、略称して十和サミットという組織をつくって、これからの十和のやり方、考え方、どうしてやっていったらいいんだろう。高齢者、後継者不足という中で大変苦勞している中でございますけれども、こういった7者、7団体が経費削減をするために、こういった運営をしたらいんだろうということをずっと話し合っております。その中には県や私ども町も入っております。そういったところで将来に向けた十和地域の運営、運営と言いますか、そういった危機感を持った方たちで考えてきております。

また、道の駅についてもその7団体が出荷するもの、あるいは加工するものも一旦は道の駅を通したり、JAさんを通したりとかいった形で、そこも中心に考えた運営をしており

ますので、適当な団体であるというふうな考え方をしております。

それから、地元産品の部分でございます。

これについては、議員さんおっしゃられますように、軒下で地元の産品、野菜なんかを売るよということで、軒下もそういった台を構えたりとかしております。その中で生産者自体が高齢化ということもあります。

それから、普段の日に交通量が若干少ないということもあって、出荷したものが自然にしわがれて、行ったときに見た目が悪いとかそういったこともあって、なかなか売れてないというのが現状でございます。そういったところから売れ残ったりするもんですから、生産者もだんだん減ってきた。それから、高齢化というところで減ってきたところがございますけども、これから道の駅9年目になります。そういったところで、改修もいろいろとせないかん。また、外壁、板とか主に木材を使っておりますので、そういったものの塗り替えとかそういったものがございます。そういったときに一緒に考えていきたいというふうに考えております。

安定的な収益という部分については、正直言って指定管理の部分でしか資料をもらっておりませんけども、実際に420万円の指定管理を25年度まで支払をしてきました。それから、26年度については440万円という指定管理料をお支払するような計画にしております。

これまでの管理の中で見てみますと、指定管理の範囲だけでは正直言って赤字になっております。というのは、24年度は29万円ほど。それから、25年度が44万9,000円というような赤字の管理となっております。ただ、ここについてはドラマさん自体が一緒に利用しているということもあって、ドラマさんの運営のほうから補填をいただいているというふうな状況となっております。

それから、地元の加工品というところでございます。これについては、お茶についてはJA通した広井茶生産組合というのがございますけども、その加工されたお茶とかそれについては、同時にそこでも販売、またルート、流通のほうも補填をしているような状況がございます。

それから、今、第1次産業の関係で、クリを中心とした考え方で進めております。このクリについては既に試作品なんかも作っておりまして、地元よりも大きな東京のほうのデパートとか、そういった方向と、今販売のほうでルートを広げろうとしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 一気にまだ答弁もらってないと確認をしておりました。

安定的な管理運営が実施されていると判断した、何をもってそう判断したんですかということも聞いておりましたので、二回目のときには是非教えていただきたいと思います。

それとか、結構地元、直接すぐ近々の地元、ここに非常に経済効果が私は薄いのではないか、経済波及効果が薄いのではないかという感じは持っております。よその道の駅と比較するわけではありません。それぞれの道の駅の運営の仕方、あるいは会社の方針があるでしょうから、そこまでは言いませんけれども、非常に野菜とか地元のいわゆるおじいちゃん、おばあちゃんが作ったようなものを扱う、そういうことが非常に少ないです。これでは当初、この道の駅というものを造るときの思いと、そのときに努力をしてきた人たちとの思いがすごくずれております。

今朝もちょっと寄ってきたんですけれども、まだ開店前ですけれども。どうしても西日の当たるところで、外へ野菜を置いております。農家の人がこういうことをしますか。そこらあたりのことは全然気遣いをしてくれない。一番メインのところで売っているのは、よその市町村で、よそから持ってきたお土産品を売っているのが主です。そこらあたりのことも是非。地元で経済効果が、経済波及効果が薄いということなどをどう分析されておるのか。これで、安定的な収益の確保につながっておる。先ほど聞いたのは、農家が安定的な収入につながっておるのか、運営会社につながっておるのかと、その判断はどうですかということをお聞きしたんですので、もう一度お願いいたします。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

安定的な運営というところでございますけれども、そこについては先ほども言いましたけれども、こちらから指定管理料をお支払をさせていただいて、その部分で十分やっただいておると。先ほど言ったように指定管理の範囲、その部分では若干赤字を抱えながら、四万十ドラマさんの収益の部分から負担をしながら運営管理をしていただいております。

そういったところで、若干施設なんかも老朽化する中に、部品なんかも交換するところございますけれども、そのリスク分担表の中では10万円以下については指定管理者が行ってくださいねということにしております。ここの施設の場合はですね。それ以上になると町

も、町のほうから負担しますということになっておりますけども、若干の部品交換なんかについてはドラマさんのほうで修繕なんかもやっていただいているような状況でございます。施設の運営管理については安定した管理をしていただいているというふうに解釈をしております。

それから、地元農家の産品が少ないということでございますけども、これについては当初の計画から軒下の販売という形で、テーブルというか、お客さんから見やすいような斜めの台を作って販売をしているわけですが、先ほど議員さんおっしゃられましたように、夕方には西日が入るような状況のところでございます。ただ、これについては将来にかけた計画の中で、先ほども言いましたけども、壁の塗り替えとかそういったものも含めてやり替えを計画し、以前、当初に設計した会社にも来ていただきました。

我々としては、ガラス戸でやったら少しでも乾燥が防げるんじゃないかなという思いもしてましたけども、もともとの設計自体がやっぱ景観とか道の駅の形、そういったもんからやっている以上、そこにドアを付けるのはふさわしくないという設計会社からのご指導もいただいたところです。そういったところで、これからについては中のほうに置くのか、もっと置き場を変えるのかといったところも含めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、展示する産品でございますけども、確かに地元で作られてる産品というのは少ないかと思えます。これについては、ドラマさん自身がいろんな補助金もらいながら産品の加工に手を付けております。ただ、そこで成功したもの、成功しなかったもの、いろいろあるかと思えます。そういったところで、そこに並んでるものが少ないということもありますけれども、どこの道の駅とも、特に愛媛県のほうともなりますけども、交流をしております。宇和島とか三間町とかそういった交流をしております。品物の交換っていか展示交換、そんなものも含めてやっておりまして、十和のものが逆に愛媛県のほうでも売られてる場合がありますので、そういったところもあります。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 今の答弁の中で設計会社、「当時の設計会社」という言葉も出ましたので、質疑の範囲を超えるかもしれませんが、一言だけ付け添えたいのですが。

当初の設計はあの地域にマッチした建物で、和風の瓦ぶきで、そういう造り方になっております。ところが途中でおちゃくりカフェですかね。せっかく芝生があつて十川地域を

見渡せる赤い抜水橋が見える、緑が迫る山がある借景を生かしたすごい景観の良いところを、ああいうふうな建物を造って、「何が設計者を呼んで言うた」というて言いたくなります。そのことを付け加えておきます。

そして、どうしても町長、これ、ちょっと答えてみてください。地元、近々、すぐ土地を持っていた方もおります。その方々に非常に経済的な波及効果が少ない。本当はずっと子々孫々受け継がれてきた土地を手放したくないけれども、地域の発展のためにということとで手放した方もおります。それらを踏まえると、この方々の思いに沿うには、やっぱりあるその土地の地元が潤うてこそと私は考えますが、その点については町長のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私のほうからちょっと補足も含めて、安定的な経営とは、それから地元へのいわゆる波及効果というところで補足をさせていただきたいと思います。

今回この総合交流拠点施設、いわゆる直販とレストラン部門があるわけですけど、局長から説明がありましたように、直販については軒下と内部の販売スペースがあるわけですけど、内部については運営会社のほうが先ほどのお茶であるとかクリ、それから地域特産のユズ、こういった特産、非常に特色のあるお土産用品なんかも構えております。それから、ヒノキ風呂といった部分もあります。こういった部分で約1億円を超える販売額があるろうというふうに考えているところであります。

併せて、全体的な雇用についても、20名を超える従業員を雇っているところであります。非常に交通量の少ない中で、イベントを打ち出しながら集客を図っているというところで、安定的な経営が図られると、図られているというふうに理解をしているところであります。

それから、地元への波及効果というところで、確かに当初設立されたときからと比較しますと、近隣の農家の方の出品なんかは減っていると思います。確かにそういうところがあります。ただ、先ほどレストランの部分のお話を申し上げましたが、毎週水曜日にはバイキングということで、そういった部分については地域の方が作った農産物を利用しております。そういった部分では一定、地域への波及効果があるというふうに理解をしているところであります。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘、私も前段のあぐり窪川の取締にも一応指示をしておりますが、やはり地域の利用者、農業者であったり、事業者であったり、そういった方がどれくらい売れたかの資料をとということで求めています。

ご承知のとおり、やはり町の財源で、これ、国庫補助をいただいたといえども、町の財源でやってますし、地域振興効果というのはどこで求めるかと言いますと、議員の指摘のとおり、やはり地域の産物がどれくらい売れたか。また、地域の産物を仕入れていただいて、どれくらいの加工付加価値が付いたか。こういったところが一つの皆様方のご説明になると思いますので、局長のほうから、また、それこそ先ほどのご意見ではありませんが、そういった資料はしっかりいただいて、なるだけそういった地域に振興効果があるような指導もさせていただきながら、活用していただくということを、ちょっとまた指示をしておきます。そういった意味で私たちも同じ思いでございますので、とにかく地域の方の所得になるような総合拠点施設、また地場産業振興センターでなければいけないと思っておりますので、そういったところでのご理解いただければというように思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） ちょっとお聞きしたいのですが、四万十ドラマからはこの施設の使用料をもらっているのか、それともこっちが委託、管理料を払っているのか、そこが一つ。

それから、もう一つは修理ですけどね、10万円以内はドラマと。それから、大きな修理は町のほうということですが、その点と、これで9年たったから、これから屋根の張り替えやら、壁を直さないかんということですが、これは大きな修理ですので町の負担ですかということ。

それから、もう一つ、これにはいろいろな補助金を使うて、5億円近く使っていると思いますが、もしこれを個人がやるとしたら、1か月に100万円払っても1年で1,200万円、当然ですね。これから10年で1億2,000万円。これをもし払うとすれば45年ぐらい、金利もありますのでかかります、商売としてやるならですよ。この上、大きな修理を町がやるということですが、これの使用料として幾らか入りよらんとよね、おかしいことで、誰でもやれる仕事です。それで、いっつも言うのですが、一部の人だけが潤うて地元はその効果がないという事業は、最初からするべきではないと私は思っております。

それと、出した費用対効果ということで、確かにお客さんも15万人ほど来ているという

ことで、あの少ないところへ人を集めるのは本当に大したものだと思っておりますが、いつも言うことですが、一番に費用対効果、そして1番議員も言われたように、地元へどれだけ還元せられるつかいということが必要だと思います。何点か言いましたが、この回答をもらって、また次へ移ります。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） まず使用料の件でございます。

使用料については、平成20年から25年度まで145万468円という年間使用料でございます。

それから、今年、26年度でございます。116万4,606円ということで、25年度までと26年度以降で減価償却の関係で差が出ておりますけれども、これから34年度まで116万4,000円というお金をいただく、使用料をいただくことになっております。

それから、リスク分担でございます。先ほど10万円を基準にということでご報告をさせていただきましたけれども、10万円までの簡易的な修理については管理者のほうでやっていただくと。それ以上の大きな修理が出た場合は主に町というふうになるわけですが、その内容によっては両方、双者話し合いながら対応させていただくということになっております。そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委託料については、先ほども言ひましたけれども、25年度までは420万円、これは施設の管理費と主に電気料という分になりますけれども、施設の管理料ということで25年度までは420万円、26年度から440万円。これについては年間の電気料の使用料が、既に440万円を越すような状況となっております。そういったところで、それはうちとして物を管理する以上は、これはお支払せないかんだらうということで、26年度から20万円増やした440万円ということにしております。

以上です。

（十和地域振興局長兼地域振興課長仲治幸君「ごめんなさい、もう一点」と呼ぶ）

（10番味元和義君「えいえい。もう局長はえい」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 管理料、最初に使用料が20年、145万円。そして、あれだけの大きい、5億円の大きい施設ですよ。施設を借りて145万円、それから26年、116万円、借りて。そして、それを使うて商売してよね、まだこっちが管理してもらいうということで、管理

料を420万円。それから、電気料が要るきいうてよね、電気料へ440万円。商売したら電気料も要りゃ、壁も壊れ、何もするですよ。個人がやると全部自分ですよ。管理もせないかん。壊れたら直さないかん。何かね、これ、もう9年たつがですよ。僕が言うのは、こんなことを町がずんずん続けていくと、必ずパンクしますよ、本当にね。あまりかけ離れるかも分かりませんが、国保税を上げないかんという中において、こういう施設がどんどんあるということは本当に考えなくてはならないと。ずっと費用対効果と、本当に町長の所信表明にも、そして27年の予算概要にも書いてますよ、費用対効果。やはりこういうところを見たときに、住民は非常に「なんや」ということになると思います。今回屋根から壁の貼り替え、大体費用どれくらい計画しておるがですか。まだ決定してなければいいですが。

それともう一つ、これによって地元の雇用もあるでしょう。だけど、私が聞く限りにはパートさんばかりで、忙しいときの1時間、2時間をバースと雇って、ちょっとゆっくりできるときは、「はい、時間です」言うて切られてます。職員さんの、来てなんぼとは全然違いますよ。本当に厳しい職場です。だから、定着率が悪くて、非常にパートさん代わってますよ。こういうところも十分精査をしてるかどうか。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 改修費用についてですけども、これはまだ全然協議をしておりません。というのは、外壁のあたりがかなり、まず最初に塗った壁がいかなっておりますので、もうぼつぼつ塗り替えないと中の木材自体が逆に傷んできて、後の管理が余計、管理費が、費用が高くなるというような思いをしております。

それについてはまだ今からのこととございますので、それこそ設計会社にも来ていただいたというのは、こんな思いで計画してますがどうですかという部分をお尋ねしただけで、具体的にここをこんなにしましょうという計画ではございませんでした。これについては順次こちらの思いを提案しながら、費用のことも考えて、計画的な改修も必要なかなというふうには思っています。

それから、パートさんでございます。パートさんと費用対効果、一緒になりますけども、十和においては唯一の観光施設、集客施設でございます。これまでも多くの人を集め、ほかのイベント等ともタイアップしながらやってきた経緯がございます。15万人というたくさんの人を集めるような施設というのは、十和地区にはもうここしかございません。そういったところで、愛媛県との連絡というところで、ほかの道の駅ともまた連携を

組んだ取組もしておりますので、これからも続けていきたいと考えております。

日頃の少ないときでも愛媛県からのお客さん、ほとんど固定的に来ていただいております。先ほどもおかみさん市のレストランなんかも、ほとんど固定のお客さんが付いておりまして、愛媛県からもかなり来られております。そういったところでファンもできておりますので、今の状況を持続していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 最後になりますが、私が言うのは、人が来よう、雇用している、いろいろそれは本当に結構なことです。だけど、全ての補助金事業に対して、9年たった今でも、このように直すときには多額なお金が必要と。

事業をやるときに3年なら3年、5年なら5年、それは電気料をみましようとか、固定資産税を免除しましようとかいろいろあると思いますよ。そういうことをしっかりと契約書に書いて。これ、普通の人やったら100万円払うて、40年払わんと、これくらいの施設をやれば。ただ、お金だけじゃなしに、今言われたように経済効果があり、地元の雇用をしいいうところばかりを言うても、これだけのお金が必要りゆうことを皆さん、住民知ったらよ、大変、執行部に対してもおかしいがやないかと言う人が出てくると思いますよ。僕はある程度分かってたけど、こういう機会に皆さんにということ。

これを受けて、町長は今後の事業、たくさん事業があります。それから、こういうように指定管理者をつくった事業があります。こういうときの取組。私が言うように、3年なら3年からは、今後の言うたら修理費とかいろいろのために使用料をもらうとかいう方法を取らなければいけないと思いますが、そうしなければ町自体がパンクしますよ。そこを考えて、町長の今後の指定管理者に対しての意見を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

今後のということでございますので、ちょっとそれるかもしれませんが、今担当局長から申し上げましたように、指定管理料も出ながら、さらには利用料もいただいておりますのでございますが、これはこれでそれぞれ理由があつてのことでございます。

両方、あぐり窪川と四万十とおわの道の駅とは、やはり一つの交流施設という部分では違わないと思いますので、やはり今後においては、国・県の事業費の圧縮をした後に、町の一財を使った分について、1割の残存価格を残してというようなことで、一回そういう

算定をしておると思いますが、そこはそこで130万円でしたか、そういった利用料が入ってます。

あとは指定管理料の部分でございますが、やはりこういった単に指定管理をさすということは、民間の言えぱ力をいただくということでございますので、その辺は十分また現場から伝えていただいて、今のところ決算を見ますと体力がございませんので、指定管理料を出していますが、なるべく早いうちに、指定管理料を出さずに利用料をいただけるというような状況に何とかお願いしていくと思います。

あぐり窪川の場合も一緒に説明しておきますが、平成16年だったと思いますが、400万円余りをいただいています。ただ、それぞれ議論いただいていますけども、温泉の改修とかそういったものがありますが、これは不特定多数の人が利益を上げるということで、通常の一般の企業と言いますか、そういったものではないいうご理解も少しいただきながら、なるべく経費の削減にと思います。

当時9年前に、旧十和村の時代に、そういった本当に地権者の土地もいただきながらということは、本当にもう十分理解しましたので、今後はその辺はシビアに、また、しっかり管理監督の範囲内をお願いしていくということで、ご理解いただければと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 総合交流拠点でしたっけ。その指定に関する味元議員の意見は非常に私、同感します。私も自主的に、辛うじて倒産を免れて、自主的に辞めた製材業者として、製材業に嫁ぎましたんで、同じく製材をやられておる味元さんのコスト対効果っていう、費用対効果っていう感覚は非常によく分かります。

あぐりも同じですね。四万十ドラマも本当に何億円ものお金で建てた施設で運営して、なおかつ補助金指定管理料を得て赤字だったりするわけですね。

それで、味元さんは直に働いている人から聞いた話で、私、知りませんでしたけど、時間単位で、パートタイマーが忙しいときだけで、時間単位で働いているっていうようなことを初めて聞きました。それを内部事情、会社の事情って恐らく言うんでしょうけど、それ、直に聞いた人しか分かりませんよね。あぐり窪川も私は直に聞いたんですけど、残業代も未払いで、是正勧告が平成23年度1月に出ております。これは事実です。議会には何の報告もありませんでした。

公共の目的で事業をやってもらう。補助金を出すっておっしゃいますよね、農林水産課の課長も町長も。だから、そのためには一定の支出はやむを得ないと。公共の目的ですよ

ね。地場産業振興、地域の活性化、雇用の実現、公共の目的と言えるでしょう、一見聞くとね。でも、その公共の目的のために運営してる事業体で、残業代も未払いで是正勧告が労働基準監督署から出ているという事実。平成23年1月です。

○議長（橋本保君） 16番議員に申し上げます。あぐり窪川の件についてはもう既に済んでおりますので。

○16番（西原眞衣君） 違います。同じことだからです。パートさんの使われ方は同じことだからです。そういう人の使われ方が、そういう公共の目的で運営されてる事業体において出てるってということが情報開示の一部なんです。だから、私は情報開示が大事だと、公益性を検証するためにと言ったまでです。関連性があります。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） だんだんの意見があります。関連になるわけですがけれども、指定管理制度等々について、私たち総務常任委員会では所管の調査の中でこの問題を調査していくということになっております。ですから、詳しいことはお聞きをしませんけれども、一点、二点、確認をしておきたいというふうに思います。

この議案56号についてに限らず、指定管理制度とはどういうことかということですので、私も若干そのあたりをめぐりながら勉強しておるところですが、勉強不足ですので分かりません。

ですから、町長、どうでしょうね。だんだんの議員からたくさんの意見があった、指定管理制度に伴ういろいろな施設に対して、16番議員もありました。そういうことがだんだんに出てくるということですよ。ですから、指定管理者として、その相手方が、指定を受ける相手方が指定管理者としてふさわしいかということを基本的に考えるべきであろうというふうに思います。

ですから、だんだんの意見が出てきておるわけですがけれども、こういったことを踏まえても、町の姿勢としては公募によらない指定をしていくということを書かれてますよね。ですから、私はその問題が今後の課題かなというふうに思ってます。ですから、これは十和の施設にしろ、窪川の施設にしろ、その運営内容、管理ということについて大変と思いますよ。ですから、それなりに頑張ってやっておられるというふうに一定の評価はする一方、こういういろいろな問題が聞こえてくるということですから、是非とも、指定管理制度の中の第5条に公募によらないものが書かれておりますので、今後についてはもう少

し広げて、公募を募っていくというふうに条例を改正していく時期にもあるのではないかなというふうに思います。ですから、この件について町執行部として、局長の判断でなくして、町執行部としてはどういうふうに判断をしていくのかということです。

ですから、それと併せて十和の施設については町民のほうから、代表であろうというふうに思うわけですが、是非やらせてほしいというような公募の声があったというふうに、局長、私は聞いてますので、公募によらない指定をしていくということについては、それなりの理由があるというふうに私は思うがですよ。

それを続けていくと、質疑内容が長くなりますけれども、じゃ、ふさわしくないような状況があつた小さな町で、将来的にどうなるのかということですよ。すると、日常の課題として、周辺地域の住民からいろいろな苦情と言いますか、そういった思いが出てくる中で、将来永住的に継続的な指定管理をしていくしか方法がないのかということになります。ですから、そういうことを踏まえて、10番議員からあつたように、一定の期間を見たら、そのことを踏まえて、町はこういう姿勢でくるといふようなことを私はやっていく必要があると。その中で競争という原理も働かんとよね、なかなかこれ、大変なことがありますし、その競争の原理も図りながら、あるいは厳しい状況の中でもやっていくという状況をつくりながら、地域住民の福祉にもつながるような方向性を探っていくという姿勢がないと、私はいかんののではないかなというふうに思ってますので、十和の交流拠点についての、住民からの公募があつたのかないのか、その確認と、将来的において、町として、この公募制を条例改正によってやっていくと。その中でいろいろ図っていくと。その中でふさわしい状況を探って、さらにまたやっていくという姿勢が必要ではないかなというふうに思ってますので、その二点、確認をさせていただきたい。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 全体的な指定管理の方向性ということですので、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

以前から、前担当課長からもですが、本町にある公の施設の在り方を検討する中で、施設ごとに公募するものと、そうでないものとをしゅん別していくというふうに答弁を申し上げてきたところですが、なかなかそれができてないのが現実でございます。

今回も指定管理者の選定委員会というのがございまして、その中でも議論をしたわけですが、全委員が、全部の委員が公募が原則というのは承知をしておるところでござ

います。そういう考えから様々な協議をして意見が出たわけですが、例えば先ほど議論になりました総合交流拠点施設についても公募すべきではないかというような意見も出たわけですが、公募するとすれば公募の募集要領を決定する、当然決定しなければなりません。

現在行っている、先ほど振興局長のほうで申し上げました様々な取組は継続して、当然継続して行っていただきたい。それから、地元を中心に30名を超える雇用がされている。それからその雇用は是非守って行っていただきたい。それから、様々な意見も出まして、それを全て公募の要領に書き入れるとなると、なかなか本当に公募となるのか。さらに町内の団体というような条件も当然入ってくるということになりますでしょうし、これが正に現在の議員さんおっしゃられました5条の「設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できる町内の法人」ということで、これに当たるのではないかということになって、今回は選定委員会としては非公募ということに決定したわけでございます。

今回提案をしております各施設は、実は昨年の11月に選定委員会を開催しております、公募を実施するかどうかということ自体をその時期に決定したのでは、到底公募の手続には間に合わないということでございまして、本当に今後は公の施設全体について、早め早めから抜本的な見直しも行いまして、議員さんおっしゃられましたような原則公募ということでございますので、それに向けた取組はしていきたいというふうに考えております。

(16番西原真衣君「16番。16番。答えてない。答えが…」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） すみません。一点抜かっておりまして、現在の条例にも原則公募ということとはうたわれておるわけございまして、その例外規定として5条があるわけございまして、条例を改正せずとも公募ということを積極的に検討していく必要はあろうかというふうに思っております。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 私も答えたいと思っていたのはほとんど総務課長が答えたわけですが、確かにこれまでは、私も管財契約課長をやっていたときに、この指定管理の管理の課長でございました。その時点でも公募ということは度々

言われました。今議長をされてる橋本議員さんからも、前回の指定管理のときにも公募が原則じゃないかと。公募をするべきじゃないかというご指摘もいただいたところで、「今後において検討させていただきます」ということを答弁した記憶がございます。

その中で今総務課長も言われましたように、さっきの審査会の中でも十和の道の駅を公募にすべきじゃないかというお話もいただきました。実際に自分とこで公募用の資料も作り始めてました。ただ、先ほど総務課長も言われましたように、我々としては、十和の職員としては今のレベルは落としたくないと。というのが一つの大きな条件でございます。それと、町内で、それから同じような運営経験をした団体がどれだけあるだろうということも考えました。その中でやはりちょっと今回は難しいかなという判断をして、公募によらない方法を取ったわけでございます。それについてはいろいろと、地元でいろいろ継続でやっていただいているものもございます。ドラマさんとしての考え、またそのドラマを、先ほど言った、ドラマを取り巻く各組織・団体との関連とかそういったこともいろいろと考えさせていただきました。そういったところで総合的に判断したときに、やっぱり今回は公募によらない方法でお願いしたいということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

(16番西原眞衣君「16番。16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 西原議員に申し上げます。質問中ですので、手を挙げないでください。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 大体答弁の内容はよく私も分かるわけですよ。町がこういった施設を整備して、民間に委託をしないと、管理委託をせらすというようなことはそう簡単な問題じゃない。これ、お金が掛かります。だから、それを踏まえて今後の対応として、斬新的な発想もあってしかりかなというふうに私は思います。やっぱり競争ということは大事な面もありますので。

ですから、一定施設の減価償却も踏まえて、リスク分担表。リスク分担の中で決めていく問題が、固定化すると、指定管理者が固定化すると、そこにも、減価償却を踏まえて、私は判断の基準が違ってくというふうに思うがですよ。そこにやっぱり競争の原理が入ると、多少苦しくてもやっていくというような状況が競争の原理ですから、そういったことも踏まえて、是非ともこれまでとは違った一つの視点、観点を持ってやっていく必要が

あるのではないかなというふうに思ってますので、それに対するご答弁があれば。リスク分担の考え直し。そんなことは部分的に、この問題だけを追究して協議をしても、私は成果につながらないというふうに思います。ですから、根本的はどこにあるかと。そのことをどうしていくかと。このことを是非とも、今後調査をしますので、うそのない報告をいただきながら、生かしていただきたいというふうに思ってますので、これは町長として思いを聞いて、私の質疑を終わりたいと思います。

(16番西原眞衣君「16番。16番。16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

今後のことということでございますが、議員が本当にご指摘のとおり、私もそういう考え方は持ってます。

今回、指定管理の委員会のほうでこういった結果が出たいうのを聞いて、今後においては、やはり年度途中でも疑義がある場合等々については変更もできるという規定もございます。ですから、今日いただいた意見で、やはりもう少し全体的な指定管理の出し方、また種別、施設の種別。例えばスポーツ施設とかいろいろ違いますので、ことこの総合交流拠点施設については、やはり地域振興につながっていかないかなということでございますから、そうするとやはり地域の方の評価をいただかならんと思います。ですから、そういうことがやっぱりちょっと希薄な関係でこういったこともあるかなというふうに、これは推測ですよ、私の。ですので、やはりそこをしっかりと使っていくという地域の皆さん方の気持ちもこれから醸成をしながら、全体的なやはり指定管理、種別を、一定この種別についてはこうしようとかいうことを、ちょっと内部で詰めらせていただいて、今後なるべく皆さん方に説明ができやすい状況を持っていきたいと思ひますし、やはり指定管理の意義。やっぱり民間活力を使っていくという大きなスタンスに立ってやっていきたいと思ひますので、今回についてちょっといろいろなご意見いただきましたので、精いっぱいの検討させていただきたいと思ひます。

(16番西原眞衣君「16番。16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 16番西原議員に申し上げます。

この議題は一括議題で取り扱っていますので、先ほど質問が終わっていますので、この件については発言ができません。

ほかに質疑はありませんか。

8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 一点だけ伺いたいと思います。

ただいまの件であります、この十和の施設は地域の交流施設でもあり、また一方商業施設でもありといったことで、いろいろ政治的な判断から造られたということも分かります。

かといって、一方ではやはり一般の商業をしている団体とか、個人とかいろいろあるわけですが、そういった方々は必ず商売するとき、商業するときには、営業するときには必ず損益分岐点をどこに求めるかということをして先に頭に入れて、それから行動してくるわけですね。ただものズーザー、ズーザー言われんけど、ただものずっと続けていくということはなかなかならんんじゃないかというふうに思いますが、先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、やはり片一方では政治的な判断も動かないかんと思いますので、やはりそういった意見も一つ付け加えておきたいと思います。

それから、一つは、判断をするとき、我々が。財務諸表くらいはやっぱり見せてもろうて、どうなりゆうかと。今まで、設立時から今までどんなに経費を使うて、どんな営業をしてきて、どうなったかということはやっぱり財務諸表を見んと分かりませんのでね、初めからやっぱり財務諸表は公開せないかん。してもらいたいと、このように思うところではありますが、いかがですかね。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） すみません。指定管理者の指定についての議案資料として添付する資料については、ただいまの意見を参考にさせていただきます、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 前向きをお願いします。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、1番橋本章央君、2番林健三君、12番堀本伸一君、16番西原眞衣君。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第49 陳情第27-12号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について、日程第50 陳情第27-13号「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について、日程第51 陳情第27-20号合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）、以上、陳情3議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託して、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） それでは、総務常任委員会より委員会の報告をいたします。

平成27年3月19日。

四万十町議会議長橋本保様。総務常任委員長堀本伸一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託をされた陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第27-12号。付託年月日、平成27年3月11日です。

件名、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について。

審査の結果、採択すべきものと決定をしております。

なお、意見書が提出されます。

引き続きまして、受理番号、陳情第27-13号。付託年月日は同日です。

件名、「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について。

審査の結果は採択すべきものと決定をしております。

なお、意見書の提出を予定しております。

続きまして、陳情第27-20号。平成27年3月11日、同日です。

件名、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）。

審査の結果は採択すべきものと決定をしております。

なお、意見書を提出の予定であります。

裏面をめくっていただきます。

常任委員会の審査経過報告書の報告をいたします。

審査日、平成27年3月12日木曜日です。

場所、東庁舎3階、委員会室にて行いました。

陳情第27-12号。件名は先ほど申し上げたように、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の採択について。

説明者はなし。

審査意見、委員の意見として何点か記述をしております。

第1項に、陳情の内容を見る限り、地方が抱える意見や課題として国へ提出することに

問題はないと判断するという意見と、両論を踏まえ、継続審査でよいのではという意見もありました。

その中で反対意見として、東京都と高知県は時給率の格差は当然生じる問題である。一律の制度については理解がし難い等々の意見がありました。

以上の内容が主に議論され、委員会の採決結果といたしました。

審査結果、採択。賛成多数。

意見書提出の予定をしております。

引き続きまして、陳情第27-13号。件名が「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について。

説明者なし。

審査意見、委員の意見。

第一番目に陳情第27-12号と連動しているものであります。この陳情の趣旨・事項についても一定理解をする。

次に、高知市も昨年9月には公共調達条例の改正案が可決をされております。最低報酬価格を設定するよう変更し、今年10月から施行されるなど、全国的に公契約条例の制定が進んでいる様子があるという意見です。

次に、条例が制定される場合は、専門的な見識者等で十分な審議を行い制定をするものであり、私たちが介入するものではないので、社会的影響の心配のほどはないといった内容もありました。

継続審査とする意見もありました。

反対意見はございません。

以上の内容が主に議論をされた結果、委員会の採決結果としたところでございます。

審査結果、採択。賛成多数。

なお、意見書提出を予定しております。

引き続きまして、陳情第27-20号です。

件名は、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）ということで、説明者はございません。

審査意見、委員の意見として、一点目に、合併による特例債の活用にも全国各自治体で様々な課題が伺える。本町においても合併から10年を迎える今日、各地域の課題集約も行い、事業の検証をする時期に来ていることから陳情内容を理解できる。

また、時期延長になれども、この制度が、事業の必要性になれば、本町としても特例債の活用をしなければよい。ですから、陳情趣旨に賛同できるといった内容であったというふうに思います。

反対意見として、公共事業による公共施設の建設は、多くの自治体に、その維持管理負担費用を長年押し付けることにのみならず、未曾有の国債発行残高をさらに増大をさせ、財政赤字を拡大し、将来世代に負担を押し付ける結果となると。ですから反対という内容であります。

以上の内容が主に議論をされ、委員会の採決結果といたしました。

審査結果は採択。賛成多数。

これも意見書の提出を予定しておりますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 第27-12号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について、この件で少しだけ。今初めてこの審査意見、内容を見ました。

それで、反対意見の中に、東京都と高知県は時給のいわゆる率の、金額ですわね、格差は当然であり、一律の制度は理解し難いという方が、2名から意見を出されておりました、高知県の今最低賃金が時給677円かなと思います。東京都は既に、最低でも1,000円は既に超していると思うんですけれども。やはり大都会の小さなと言っても、やはりそこそこ人口がおって、人が、お客さんがいて、従業員さんもいるわけですが。私、同じように地方の中小零細企業をやっているものとしては、やはり現状ぎりぎりの、例えば高知県の最低賃金677円の時給でパートさんを雇っている企業もたくさんあると思います。そういったことでもう少し、今私の言ったような話だと思うんですけれども、反対意見の方の意見ですよね。大体今そういったようなことなのか、もう少しその内容が分かればお示ししたいと思います。

○議長（橋本保君） 12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） 質疑がありました。

陳情書のほうを見ていただきたいというふうに思うわけですが、質疑の内容については、この反対の、一律の制度は理解し難いということについて、詳しい説明をということであろうかと思います。

ですから、この中身に書かれておるように、反対意見の内容とすれば、当然東京都と本町等々を考えた場合に、それぞれ物価等々の違いもあるということですから、そういった要件等々を踏まえて、それを一律にした場合に、じゃ、中小企業等々も、零細企業等々がどうなるのかということを踏まえて、委員会の中ではそれに集中的議論はありませんでした。しかしながら、それは一委員としての考えの中での意見ということで、ここへ掲載をしたという内容ですので、集中的な議論という状況にはありませんでした。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、意見書の内容を見まして、中段から少し下に、高知県で時給が670円、東京都は私、今適当に感覚で申し上げましたけども、ここに書いておられるように888円、全国平均780円ということで、東京との、高知県の差額は211円ということを見て理解できましたけれども、この意見書の一番下に書かれております、今委員長がおっしゃられた今回の意見書の目的は、一番、二番、最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じることと、地域間格差の是正をするために全国一律の最低賃金制度を制定しようという意見書で、内容が分かりましたので、これ以上の答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第27-12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-12号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-12号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、4番緒方正綱君、6番下元真之君、11番下元昇君、14番武田秀義君、15番中屋康君。したがって、陳情第27-12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（橋本保君） これより陳情第27-13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-13号「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-13号「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第27-13号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第27-20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-20号合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-20号合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第27-20号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長をします。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第52 陳情第27-17号米価対策の意見書を求める陳情、日程第53 陳情第27-18号農協改革など「農業改革」に関する陳情、日程第54 陳情第27-19号TPP交渉に関する陳情、以上、陳情3議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

13番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは、産業建設常任委員会より陳情審査を報告いたします。

平成27年3月19日。

四万十町議会議長橋本保様。産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第27-17号。付託年月日、平成27年3月11日。

件名、米価対策の意見書を求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定。

付記として、意見書を提出いたします。

受理番号、陳情第27-18号。付託年月日、平成27年3月11日。

件名、農協改革など「農業改革」に関する陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定。

意見書を提出いたします。

受理番号、陳情第27-19号。付託年月日、平成27年3月11日。

件名、TPP交渉に関する陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定。

意見書を提出いたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、委員会審査結果報告をいたします。

陳情第27-17号。件名、米価対策の意見書を求める陳情。

審査の結果、採択。全会一致でございます。

意見書提出。

委員の意見としまして、1次産業の四万十町だから採択すべきと。意見書があるので、提出したらどうかと。また、JA四万十は買取り方式で行っているが、JA高知はたは概算金方式なので意見書を提出すべきと。

反対意見はなし。

陳情第27-18号。件名、農協改革など「農業改革」に関する陳情。

審査結果、採択。全会一致でございます。

意見書提出。

委員の意見として、閣議決定されてるので、時期的には遅いのではないかと。全てにおいて改革の時期が来ているので、意見書を出すべきである。時期的には遅れているが、それでも意見書を提出してほしいということは何らかの意味合いがあるのではないかとということ、陳情の中身は農協についてであり、政府はJA全中を5年をめどということと一般社団法人化と言っていたが、今日ということは、12日の報道では3年でJA全中と都道府県中央会は新組織に移行とある。このようなことが法的措置による強制なので、閣議決定をされても生きていると思うということで反対意見はありませんでした。

陳情第27-19号。件名、TPP交渉に関する陳情。

審査結果、採択。全会一致でございます。

意見書を提出。

委員の意見として、交渉相手の言いなりにならないよう意見書を提出すべき。交渉を頑張ってくださいという内容なので、採択すべきと思うと。以前も陳情が出ていたが、国益を守るため意見書を提出すべきである。

反対意見はありませんでした。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） すみません。基本的な知識がないので教えてもらいたんですけど、買取り方式と概算金方式という、この方式の違いについて教えてもらいたいです。

（産業建設常任委員長榎野章君「JA四万十は…。ごめんなさい」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 13番産業建設常任委員長榎野章。

○産業建設常任委員長（榎野章君） 買取り方式というのは、例えば60kgを1万2,000円なら1万2,000円で即、先買い取るわけです。概算払いというのが前払い。仮に60kgが1万2,000円する場合は、その中の8,000円を先、概算方式で支払うて、残りを後で精算するという形になります。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第27-17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-17号米価対策の意見書を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-17号米価対策の意見書を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第27-17号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第27-18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-18号農協改革など「農業改革」に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-18号農協改革など「農業改革」に関する陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第27-18号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第27-19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27-19号TPP交渉に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第27-19号TPP交渉に関する陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第27-19号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時54分 散会